



平成19年7月30日

受  
放  
第611号

総務大臣 菅 義偉 殿

株式会社フジテレビジョン  
代表取締役社長 豊田 皓

### 意見書

平成19年7月10日付け、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づく株式会社テレビ松本ケーブルビジョンからの総務大臣裁定申請について、有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定に基づき、下記の通り意見を申し述べます。

#### 1. 名称、代表者の氏名並びに住所

名 称	株式会社フジテレビジョン
代表者	代表取締役社長 豊田 皓
住 所	東京都港区台場二丁目4番8号

#### 2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

##### (1) 「放送の意図」

放送事業者は放送法第2条の2第2項第2号（「放送普及基本計画」）により「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」である**放送対象地域**と電波法第7条第3項（「放送割当可能周波数」）により「混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定める」**放送用周波数**を要件とする放送免許を付与されて、放送事業を営んでいる。

放送事業者は、自らの**放送対象地域**に対して報道、情報、教養、娯楽番組等を制作し放送している。

7月16日午前10時13分、新潟県柏崎沖において、死者11名、重軽傷者1,893名、避難者12,483名、建物損壊12,434戸の被害を出した「中越沖地震」が発生した。(7月25日現在)

長野放送(NBS)はヘリコプター出動も含め、報道制作局と技術局を中心に約60名が緊急対応で取材に当たった。10時16分00秒に最初の「地震速報」を送出。23分26秒からローカル枠番組内においてフジ・ニュース・ネットワークのカットインを取って放送。47分34秒から長野地域に災害情報L字対応により地震情報を、11時02分00秒からはネット受けの地震情報を送付。昼のニュース番組「FNNスピーク」においては、天気予報とローカルニュース枠の5分間総てで地震情報を、「笑っていいとも！」の枠においては番組スタートから10分間地震情報を放送した。14時05分から「FNN地震特番」を1時間、15時00分から30分間にわたって長野放送独自に「NBS報道特番 長野県北部でも震度6強」を自主放送。15時30分から17時まで1時間30分間災害情報L字対応により地震情報を送付した。夕方のニュース番組「FNNスーパーニュース」の終了までほぼ9時間、長野の視聴者が最も知りたい「長野県における地震災害、避難等の情報」をスーパーインポーズによる「地震速報」、番組の途中にカットインして入ってくるアナウンサーのコメント、災害情報L字対応と呼ばれるデータ情報等によって放送した。(詳細は別紙資料1)

このように長野放送は、自らの**放送対象地域**である長野県に暮らす地震の不安に怯える人たちが切実に知りたがっている、県内各地の被害状況、防災避難情報、上下水道電気ガス等のインフラ関連の貴重な情報を、きめ細かく放送し続けたのである。(別紙資料2)

フジテレビも当然、速報、全国ニュース、災害情報L字対応によって地震被災情報を放送したが、その情報45項目のうち長野県に関する情報はたった3項目にすぎず、震度4以上を記録した長野の地域が、震度6強の飯綱町をはじめとして中野市、飯山市、信濃町(震度5強)長野市(震度5弱)須坂市、千曲市、松本市、上田市、諏訪市、茅野市、佐久市、東御市(震度4)など13市町を数えたにもかかわらず、ほとんどが新潟県柏崎関連のニュース項目であった。何故ならば、フジテレビの放送の対象には長野県は含まれていないからである。

長野の放送事業者である長野放送は放送免許によって**放送対象地域**を長野県内とされ、長野県の地域のための報道、情報、教養、娯楽番組等を制作し放送するよう義務付けられている。一方、東京キー局であるフジテレビは、関東広域一都六県をその**放送対象地域**とし、長野県は**放送対象地域**ではない。

「放送」とは、単に「放送される番組」だけのことではない。「番組」中に挿入されるスーパーインポーズによる情報も、カットインして入ってくるアナウンサーのコメントもある。また、災害情報L字対応と呼ばれる情報も、デジタル放送ならデータ放送、それ以外にも放送終了から次の日の放送開始までの間、深夜に間断なく流し続ける情報等もある。それら総てが「放送事業者の放送の意図」なのである。

情報通信審議会有線放送部会の6月21日付け資料「論点について」によれば、再送信同意制度の立法趣旨は、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保する」ためのものである、という。従って「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのない」のならば、ケーブルテレビ業者が放送事業者の放送を有線において放送することは有線テレビジョン放送法に適っている、ということになる。しかし、この「大臣裁定」の判断項目の一つである「放送の意図」に関する解釈は、従来のままでは不十分である。東京と長野の関係において考えてみると、東京キー局がケーブルテレビ業者に再送信同意を与えることによって、「長野の放送事業者の放送の意図が害される」可能性について全く考慮がなされていない。今まで述べてきた事実の通り、例えば東京キー局の放送が長野のケーブルテレビ業者によって有線で放送され、その結果として多くのケーブル契約者が東京キー局の放送を見たと仮定すると、長野の放送事業者の放送の意図が害される可能性は非常に大きくなるのである。すなわち、長野の放送事業者が自らの**放送対象地域**の住民にどうしても伝えたい「地震災害、避難情報という意図」が、ケーブルテレビが東京キー局の放送を流したために、**放送対象地域**の住民に届かなくなる可能性が大きくなる。東京キー局の放送の意図が害されず、又は歪曲されないことが大切であるとするならば、長野の放送事業者の放送の意図が害されず、又は歪曲されないことも同様に大切であることは論を待たない。

各地の放送事業者は、それぞれの**放送対象地域**において、国民の知る権利ならびに政見放送など地域の政治情報や生活情報等を報道し、また、生命財産に直結する防災災害情報のために、単なる営利企業の域を超え、マスコミ人として高い志を持って精励している。これらの尊い活動が無視して、単に発局である放送事業者の「放送の意図が害されず、又は歪曲されないこと」をもって善しとする、そういう考え方を容認することはできない。

## (2) 「放送対象地域」

放送事業者は放送法をはじめ関係法令を遵守し、常に厳正な放送を心がけている。

放送事業者は放送法第2条の2第6項により「**放送対象地域**において、当該放送があまねく受信できるように努める」という義務は課されているが、**放送対象地域**を逸脱して放送することは求められていない。

電波の有限希少性に基づいて**放送対象地域**は定められたというが、放送事業者は、放送免許に規定された「放送用周波数」以外の周波数を使って放送することができないのと同様、**放送対象地域**を逸脱することは許されていない。

もしも、有線テレビジョン放送法第13条第3項に定められている「大臣裁定」が下されるとするならば、所管大臣として放送法に対して責任と権限を持って管理する立場にある総務大臣が、自らの名において放送事業者に対し、放送法によって定められた**放送対象地域**を逸脱した地域において有線放送するよう、放送法に反して無理矢理強制する事態となる。

これは仮定の話ではなく、現在の進歩した電気通信技術において十分実現可能な問題として、もしも、今回東京キー局に対し、再送信に同意するよう「大臣裁定」が下されたとする、北海道から沖縄まで全国のケーブルテレビ業者が「大臣裁定」を申請しさえすれば、東京キー局は放送法に反し**放送対象地域**を逸脱して日本全国に再送信すべし、ということになる。科学技術の発達した21世紀において、もしも21年前に作られた有線テレビジョン放送法の「大臣裁定」が濫用されれば、放送法は法律としての意味を失い、放送秩序は破壊される。

### (3) 「チャンネル格差」

放送法第2条の2第1項は「総務大臣は、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずる」こととしている。これを受け、放送普及基本計画の第1「放送局の置局」において「我が国の放送は、地域社会を基盤として放送を行う放送事業者により地域性の確保並びに地域間における放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、放送の計画的な普及及び健全な発達を図る」（放送の地域密着性）こととし、それに続けて1（1）ア（エ）Aにおいて「放送事業者の放送については、総合放送4系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること」（民放の全国4波化）を定めている。すなわち、我が国の放送政策の基本は、「地域密着性」と「民放の全国4波化」であり、この政策は現在においても何ら変更がないと認識している。

平成3年に長野朝日放送が開局して以来、長野県は民間放送局4局地域となっている。長野県には、いわゆる「チャンネル格差」「情報格差」は存在しない。ケーブルテレビの再送信に関しても地元長野の放送事業者の「地域内再送信」だけで十分であり、追加しなければならない要素はない。そうであるならば、国の政策目標である4波化が達成されている長野県において、ケーブルテレビ事業者に対する区域外再送信の同意を東京キー局に対して強制することは、その法的な根拠が明確でないばかりでなく、区域外再送信同意をしないことによって長野県の地域住民が一体どのような不利益を被るのか、全く理解できないのである。

### (4) 「経済的諸問題」

長野放送は、「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴う放送デジタル化のためにデジタルマスター並びにデジタル放送機器を総て新たに新設し、購入する。そして、総務省の方針に協力して「対アナログ比100パーセントのデジタル視聴」を実現するため、今後、親局+60局のデジタル中継局の建設を予定している。放送デジタル化総費用は長野放送の年間売上高60億円を10億円超も上回る約70億円を見込んでおり、昨年度のデジタル化設備投資は10億1千万円に騰がった。このため減価償却費は前期から増加して8億円に達した。この結果、平成19年3月期の決算で

は純利益はマイナス241.9%、約1億8百万円の赤字決算を強いられた。この状況が少なくともあと3年続くという。近年の純利益が1億から2億程度の企業である長野放送にとって、この数字がどれだけ厳しいものであるか、お分かりになるだろうか？（詳細は別紙資料3）

ここに一つの試算がある。試算なので確定した金額ではない。計算によって出された数字だが、これによれば、東京キー5局を視聴する「その他視聴」の視聴率の増加のため、長野の放送事業者の視聴率が[REDACTED]低下し、それは長野放送のスポット料金に換算すると少なく見積もっても[REDACTED]になるという。本来収入になるはずだった営業収入がなくなるとすれば、まさに「機会損失」そのものである。（詳細は別紙資料4）

長野県広告業協会が平成7年11月に続いて、今年7月に長野の放送事業者4社に送付した要望書には「現在、CATV事業者は……大きな企業に変貌しています。……未だに殆どのCATVでは、東京キー局の放送を区域外再送信しております。……キー局の区域外再送信が現在そのまま継続され、区域外チャンネルの視聴が常態化することは、地元広告主のCM価値を著しく低下させ……このような状況は、長野県経済に与える影響も大きく、無視することはできません。」とケーブルテレビ事業者の区域外再送信をやめさせるよう強く要望している。長野の広告業者は、長野における「地域外再送信」が単に長野の放送事業者4社の問題であるばかりでなく、長野のスポンサーにとっても重大な問題であるとの認識を示している。（詳細は別紙資料5）

公正、公平な自由競争によって企業が利益を上げるのなら何も問題はない。しかし、国策として長野の放送事業者には膨大なデジタル化設備投資を強いる一方で、総務大臣が「大臣裁定」によって、他に競争相手のない独占状態において、一番の売り物の東京キー局の「商品」である番組を一日24時間365日にわたって放送し続け、しかも一円の対価も払わない長野のケーブルテレビ事業者を是認する。あまつさえ、「その他視聴」の増大を認識しながら、長野の放送事業者の経営を大きく圧迫するというのでは、総務省はとても公正で公平であるとは言えない。政策方針に整合性、合理性を欠いている、と言わざるを得ない。

もしも、有線テレビジョン放送法を盾に、それはそれこれはこれと強弁するつもりならば、有線テレビジョン放送法が「21年前の状況において作られ、現在の状況に全くマッチしていない法律である」という、この一点だけを指摘すればそれで十分であろう。そもそもこの有線テレビジョン放送法という放送事業者に対して著しく不利な“非対称規制”な法律は、ケーブルテレビ産業が極めて零細であった昭和61年当時、ケーブルテレビ業界の育成策と考えられた。法改正の審議において、当時の郵政省は、「放送区域を越えてCATV側が再送信をいたしますとチャンネルプランが形骸化するのではないか、こういう御指摘でございますけれども、CATVのカバーする世帯数というのは、何分にもまだ非常にわずかでございますので、こういった形骸化ということは実際には起こっていないし、また近い将来を見ますと、このCATVの世帯数の急速な増加ということもそう急には起こらないと考えますので、形骸化ということがすぐに問題になるとは考えておりません」と答弁している。前提となる条件が大きく変質化し、「大臣裁定」制度の立法事実が消滅しているにもかかわらず、そしてそれに総務省の担当者が気づいているにもかかわらず、敢えて強硬に現行法内における法の解釈を主張するのならば、明らかな「不作為」を構成すると考えられる。

別の観点から言えば、区域外再送信の拡大は、総合放送4系統のローカル局のそれぞれの地域における基幹放送としての能力を低下させ、ひいては、系列における相互協力の機能を崩壊させかねない。そして、区域外再送信の拡大は、結果としてローカル局が自らの放送対象地域における放送の責務を果たすことを困難にし、最終的には地域社会に対して悪影響を生み出すことになる、と考えられる。

今回の「大臣裁定」の検討においては、長野の放送事業者である株式会社長野放送からも十分意見を聞くようにご配慮をお願いしたい。

#### (5)「著作権等の問題」

地上波放送の再送信では、放送番組に係わるすべての著作権の権利処理を行なう必要がある。権利処理が必要となるものには、放送事業者が有する著作隣接権、放送番組の著作権及び放送番組に含まれる、原権利者が有する著

著作権など、多岐に渡っている。「テレビ同時再送信契約書」（いわゆる「5団体ルール」）による権利処理は存在するが、それは原権利者の有する著作権の処理に限られており、放送番組の著作権については、許諾を求めることはなされておらず、その協議さえなされていない。また放送事業者が有する著作隣接権について、フジテレビとしては、今までのところは、番組の権利料等としての対価については、対価を受け取る権利を留保しているのみで一切受け取っておらず、協議さえなされていない。そもそも契約形態について、協議する以前の問題として、著作権法第23条「著作者は、その著作物について、公衆送信を行う権利を専有する」（「公衆送信権等」）と第99条第1項「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」（「再放送権及び有線放送権」）による許諾を受けずに再送信することは違法であることを知りながら、違法再送信を続けている現状はまことに遺憾である。

また、放送番組の著作権について言及すれば、ローカル制作番組に参画する著作権などの権利や、購入番組における映像著作権者（映画製作者）との放送権所得の契約は自局の放送地域限定の場合が多くある。その場合、仮に区域外への再送信に同意せよとの大臣裁定が下された場合、その裁定に従って同意をすることが、契約相手方との関係で契約違反となり、放送事業者が、その責任を負う結果にもなりかねない。

## （6）「法令遵守の欠如」

有線テレビジョン放送法第13条第2項には「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を再送信してはならない。」（「再送信同意」）とある。また、放送法第6条にも「放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、これらを再放送してはならない」（「再放送」）と規定されている。

さらに著作権法においては、上に述べた通り、第23条「公衆送信権等」および第99条「再放送権及び有線放送権」の規定がある。

これらによれば、放送事業者が有線テレビジョン放送を含む「公衆送信」を行う権利を専有しているのは明白である。しかもこの権利は有線放送の再送信についても、単に対価を受ける権利としての「報酬請求権」ではなく、許諾を拒否できる排他的な権利である。

平成11年10月29日付けで、このケーブルテレビ業者から提出された申請書に対し、フジテレビはアナログ放送による放送番組の再送信に同意しない旨の文書を送付し、その後同意をしていない。しかし、このケーブルテレビ事業は当社から許諾を受ける必要があるにもかかわらず、また、当社の再送信不同意の意思を無視し、不同意及び無許諾の状態以来8年間にもわたって当社のアナログ放送を再送信し続けている。

また、平成3年に長野朝日放送が開局し長野県が民放4局地域となつてから十分な期間が経過していることや、この間に地元長野民放の経営に対する区域外再送信の弊害が大きな問題となつてきたことから、平成11年に東京キー局5社連名で、このケーブルテレビ事業者に対して、再送信を停止するよう文書を送付したが、これを無視。(詳細は別紙資料6)

さらに、平成16年にも東京キー局5社連名で違法再送信を停止するよう警告書を送付したが、これも無視して、なんら誠意ある対応をしようとならない。(詳細は別紙資料7)

このケーブルテレビ事業者は、8年も前から法律に定められたフジテレビの同意と許諾なしで、また、東京キー局5社の書面による度重なる通告を無視して、アナログ放送による区域外再送信を違法に続けているのが実態である。

これは、有線テレビジョン放送法のもとで免許を受け、その法律を守らなければならないケーブルテレビ事業が、同法第13条第2項に定める「再送信の同意を得る義務の違反」を犯していることになる。このケーブルテレビ事業者は法令遵守の姿勢において非常に大きな問題があると言わざるを得ない。

そもそも自ら有線テレビジョン放送法第13条第2項に定められた放送事業者の「同意」を得ずに、違法な再送信を続けているケーブルテレビ事業者が、同じ有線テレビジョン放送法第13条第3項に則って「大臣裁定」を申請するというのは非常に矛盾している。

むしろ、有線テレビジョン放送法第25条第2項には「総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者が第13条第2項の規定に違反したときは、3月以内の期間を定めて、有線テレビジョン放送の業務の停止を命ずることができる。」と規定されている。これを無視して、「大臣裁定」が下るとするならば、総務省においても法令遵守の姿勢に欠けていると考える。

そもそも今回の「大臣裁定」は、平成19年1月26日の名刺交換後、ケーブルテレビ事業者による区域外再送信の問題点について、十分な理解が得られていない状況において、フジテレビとしては協議を尽くす意思があるにもかかわらず、性急に「大臣裁定」が申請されたこと自体、協議は継続中であると認識していた当社としては、非常に残念なことだと言わざるを得ない。強制的な再送信同意を一方的に求め、有線テレビジョン放送法第13条3項に、当事者間の「協議が調わず、又はその協議をすることができない」場合の手段として規定された「大臣裁定」を十分な協議が行われる以前に申請したというのが実態である。

「終わりに」

有線テレビジョン放送法13条5項には「同意をしないことにつき正当な理由」とあるだけで、条文に「正当な理由」について列挙されていないことから、何ら具体的な定めはないと考える。

また、過去の政府答弁や2度の「大臣裁定」で示された「5つの基準」は、当時の国会質疑における答弁によれば「いろいろなケースが考えられますが、共通する一応の判断の目安というようなものを5点申し上げますと……こういったことが、一応判断の目安になるというように考えています。」とあり、これは「5つの基準」が必要条件であり「共通する一応の判断の目安になる」が、「いろいろなケース」で変わってくる、と述べられている。

すなわち、「5つの基準」だけが区域外の再送信同意の判断基準に限られているわけではなく、従って、再送信同意をしない「正当な理由」は必ずしも「5つの基準」に限定されていない、といえる。再送信同意の「正当な理由」については、その他の事情も正当な理由として斟酌されるべきであると考えられ、法解釈、法運用の点からも再検討が必要であると考えられる。

このまま、従前の「5つの基準」のみに基づき「同意をしないことにつき正当な理由」無しとして、「大臣裁定」が下るとすると、当社は著作権および著作隣接権上の「許諾」を回避するために、「大臣裁定」の無効を争うことを検討しなければならないこととなる。

「大臣裁定」は法令遵守の姿勢に問題があるケーブルテレビ事業者に与し、東京キー局の放送が**放送対象地域外**である長野県に放送されることによって、長野の放送事業者の放送の意図を害することになる。しかも、**放送対象地域**を逸脱して日本全国に東京キー局の放送が再送信される端緒をひらくことになる。あまつさえ、長野の放送事業者を財政的に苦しめ、著作権を踏みにじることになる。フジテレビは以上述べてきた理由をもって、到底、再送信に同意することはできない。

### 3. 本件に関する協議の経過

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン及びエルシーブイ株式会社からは、本年1月26日に訪問があった。

テレビ松本の佐藤社長、エルシーブイの小松常務がフジテレビ訪れ、電波企画室の山本専任局長が対応した。佐藤・小松両氏から長野県における区域外再送信の要望があったが、当社側は意見書に述べた趣旨により区域外再送信できない理由を縷々説明し、再送信同意できない旨の返答をした。

その後両者（6月8日は、エルシーブイ側は務台社長）と当社の関技師長との協議が複数回もたれたが、両者の意見は最初と変わらず、協議は平行線で経緯した。

### 4. その他参考となる事項

以下、資料として塩野宏著「放送法制の課題」（有斐閣：1989年11月30日刊）より「IV 有線テレビ放送をめぐる法技術（新聞研究二五四号、一九七二年）」から「三 有線テレビジョン法の内容的問題点 3 放送秩序と有線テレビジョン法」と「四 あとがき」の全文を記載する。

#### 3 放送秩序と有線テレビジョン法

##### （1）区域外再送信

区域外再送信の厳密な概念規定は一応しておくとして、これをごく常識的に、中央のアンテナで地元放送局以外のテレビジョン放送を受信し、これを有線によって各戸に再送信する（たとえば、長野県下で、東京の放送を直接

有線で視聴する)ものと観念してよいであろう。そして、区域外再送信の需要は、最近次第に増しているといわれている。この現状は、放送局の数が地域によって異なっていることを主要な前提条件として生じたものと思われるのであって、その意味では、これは、現在の放送秩序そのものが内包する問題を反映したものである。いいかえれば、現在のチャンネルプラン自体が、地元(特に放送局の数の少ない地方都市)の視聴者の要望にできていないことを示すものであろう。

ところで、本法(以下「テレビジョン放送」のこと)は、現在の放送秩序に深い関連を有する区域外再送信に関して、放送秩序それ自体のあり方の再検討作業とは一応無関係に、再送信される放送の放送事業者(以下、これを原放送事業者と呼ぶ)の同意という法技術で対応している(法一三条二項)。本法(厳密に言えば、本法制定過程)のかかる態度自体が一つの問題であって、むしろ、立法作業過程としては、現在の放送秩序のあり方そのものの再検討が先行すべきであったと思われるのであるが、仮に時間的關係から手続が前後したことを一応認めるとしても、なお、本法のとる法技術には、次のような問題がある。すなわち、区域外再送信には、二つの異なった利益状況がある。第一に、区域外再送信によって直接発生する原放送事業者の著作隣接権及び原放送事業者の放送に含まれている諸種の著作権との関係がある。第二に、区域外再送信により、視聴者を奪われることにより、自己の経営基盤の確保がおびやかされるという地元放送事業者との関係であり、これはひいては、現在の放送秩序に関連する事柄である(仮に、再送信区域が放送区域と一致するほどになれば、放送局の数が再送信のチャンネル数ほど増え、かつ、それは、本来、当該区域を対象とする放送ではない)。そして、この二つは明確に区別して論ずる必要がある。

第一の点に関していえば、結論的には、それはもっぱら著作権法上の問題として処理されるべき事柄であって、本法が本来関知すべきものではない。すなわち、昨年一月一日より施行された新著作権法では、著作隣接権が認められ、放送事業者は再放送権及び有線放送権を占有するものとされる(法九九条)。そして、この権利を行使することによって、放送事業者は自己の放送が有線テレビジョン放送事業者によって再送信されることの許否を決定し得るのである(ただし、受信障害指定区域を除く)。その意味では、原放送事業者固有の経済的利益(又は権利)の確保のために、もはや同意条項は必要がな

いと思われるが、強いてその関係を求めるならば、本条項に違反する事業者は郵政大臣による行政的制裁（業務停止・法二五条二項）、さらには刑事制裁（法三四条）を受ける可能性があることによって、原放送事業者は著作権法におけるよりも優位に立つという効果に求められるかもしれない。しかし、著作権法の外で、著作隣接権者に強い保護を与える合理的理由を見出すことは困難であり、仮に、原放送事業者が、右のような見地から同意条項が機能する、ことをも考えているとすれば、監督官庁の後見的保護監督下に自ら入ることを意図するものとして批判されなければならない。

かようにして、第二に、地元放送局の利益さらにひいては放送秩序との関係で同意条項をとらえる以外にはないが、そうだとしたとしても制度の趣旨には極めて不可解なものがある。すなわち、現在、わが国における放送秩序とは、社会が自律的に形成したものではなく、チャンネルプランによって、国家が政策的に創出した国法上の秩序である。そうだとすれば、その秩序を乱すおそれのある行為（ここでは区域外再送信）を認めるかどうかの責任は、秩序の創出者（行政庁）が担うべきものであって、原放送事業者の判断にゆだねるべきものではないと思われる。また仮に、秩序の維持を私人の判断にゆだねることを認めるとしても、その当事者は、ここでは、原放送事業者ではなくして、地元放送事業者であるはずである。

かようにして、区域外再送信の同意条項は疑問の余地の多い制度ではあるが、現在の放送秩序と有線テレビジョンをいかに関係づけるかについての基本的考察のないままに本法を制定した点に根本の問題がある。また、仮に区域外再送信を含む有線テレビジョン放送事業をいささかでも促進しようとするのであれば、むしろ、今後権利関係が錯綜するとともに、その事務処理が極めて複雑化するであろう著作権法上の諸種の権利について、何らかの方策を立てるべきであったのではないか。

#### 四 あとがき

以上に考察したことからすれば、本法には、言論表現の自由・放送秩序という価値原理との関係においても、法技術論からみても、再考を要する多くの問題がある。本法が、対象を有線テレビ放送に限定したことの是非は、内容によって評価すべき事柄であることを本稿のはじめに指摘しておいたが、本法が、現実の問題を処理し、有線テレビ放送の「健全な発達を図る」ため

の適切な法技術たり得るかどうかの点には、多大の疑問がある。未来を切りすてつつ、しかも現実問題の処理に関しても見切り発車したのが有線テレビジョン法であるという感が強い。

しかし、法律はひとたび制定されれば一定の秩序を形成し、将来それをくつがえすことが困難となるのが通常である。その意味では、本法によって私人による同軸ケーブル利用法制が発効するのは、むしろ不幸であったとも思われるが、これをいささかなりとも幸いに転じせしめるのが、今後の課題である。(新聞研究二五四号、一九七二年)

続いて、「Ⅵ 再送信の同意権と著作隣接権(著作権シリーズ、一九七九年)」から「一 はじめに」の全文と「二 「放送法」における再送信の同意制度の意義 3 有線テレビジョン法と同意条項」の一部を記載する。

#### 一 はじめに

放送法制における放送事業者の権利の重要な側面として、表現の自由の一環としての放送の自由が挙げられることはいうまでもない。もとより、それが、単に、送信者の古典的な意味における自由権にとどまるかどうかは大きな問題ではあるが、それはともかく、いま少し視野を広げるならば、放送事業者の著作権法上の権利者としての地位も看過することができない。

一般的に言えば、放送事業者は、著作権法上は、他人の著作物等の利用者として登場する機会が多いであろう。しかし、放送が映画の著作物であるときには、放送事業者は、一連の著作権を享有し(著作権法二条三項・一五条・二九条)、さらに、一般的に、放送事業者には、その放送について著作隣接権が認められている(同法九九条)。学問上の体系として、放送法制の範囲をいかに画するかは問題のあるところであるが、いずれにせよ、放送事業者のかかる側面を見逃しては、放送活動に関する放送事業者の特有の権利を全体的に把握したことにはならない。

ところで、右に指摘した放送事業者の著作権法上の権利とは別に、放送法、有線テレビジョン放送法(以下、有線テレビジョン法と略す)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(以下、有規法と略す)は、無線であれ有線であれ、他人が、放送の再送信を行う場合には、放送事業者の同意を必要

とする旨の規定をおいている。すなわち、放送法六条は、「放送事業者は、同意を得なければ、他の放送事業者の放送を受信して、その再放送をしてはならない」、有線テレビジョン法一三条（再送信）二項は、「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送を再送信するときは（郵政大臣によって指定された受信障害区域における再送信の義務づけを指す＝塩野注）、この限りでない」、有規法五条は、「有線ラジオ放送の業務を行う者は、同意を得なければ、放送事業者のラジオ放送を受信してこれを再送信してはならない」と、それぞれ定めている。

これらの規定は、一見、著作権法上の放送事業者の権利、とりわけ、同法九九条に定める再放送権及び有線放送権と類似の制度、いかえれば、相互に同一の事項を、単に、権利と義務の側から、それぞれ別個に定めたものにすぎないようにも読める。しかし、全く同一内容の規律が、著作権法と放送法等に別個におかれているとすれば、立法技術としては、当を得ていないものがある。他方、もし、相互に異なった目的を有するとすれば、それはどこに求められるか、という疑問を人に抱かせるとともに、果たして、立法政策上、妥当であるかどうかの問題を生ぜしめるであろう。さらに、放送事業者の著作隣接権は現行著作権法によってはじめて認められたものであるが、放送法・有規法（昭和四七年改正前は、有線放送業務の運用の規正に関する法律）の再送信の同意条項は、それには先行しているのであって、ここには、生成する法的利益相互の関係を考察する格好の素材がある。

「放送法」（以下、「放送法」として用いる場合は、有線テレビジョン法・有規法を含む）と著作権法は、ある見方、というより、通常分類に従えば、法体系を異にする。しかし、放送事業者の権利又は利益という角度から再送信にかかる問題を総合的に考察するならば、場合によっては、現在の法制度に再考を要請するモーメントを見出すことができるかもしれない。本稿は、こういった興味に促されて、「放送法」の再送信の同意制度の存在理由について、放送事業者の著作隣接権制度との対比を試みつつ、考察しようとするものである。

以下、まず、「放送法」上の同意制度について、立法過程に現れた見解及び行政解釈を素材として分析をし(二)、ついで、実務の運用状況を瞥見し(三)、

そして同意制度と隣接権制度の保護利益の範囲を比較した上で(四)、将来のあるべき姿を考えてみることにしたい(五)。

### 3 有線テレビジョン法と同意条項

有線テレビジョン法は、先に示したように、一三条二項で、再送信に関する同意条項をおいている。そして、同法の制定は、すでに、現行著作権法により放送事業者の著作隣接権が認められた後であるという新たな事情も加わっているためもあって、同意条項の意義に関して、国会審議過程でかなり集中的に、しかも、複数の角度からの関係者の意見が明らかにされている。その概要を示せば、次のとおりである。

まず、衆議院段階で、同意と対価の関係及び放送事業者の同意拒否に関する阿部未喜男委員の質問に対し、藤木政府委員は次のように答えている。「現在、著作権法というものができておりますので、前とはちょっと違っているわけですが、そもそも放送を出すという放送事業者にとりましての権利があるわけですから、そういった点を私どもとしては尊重して、かってにやって商売をしたのじゃいけないという意味で同意ということを掲げたわけですが」、「同意の条件としての金銭の問題ですが、私どもとしては、そういうことは実はあまり想定していないわけですが、金の問題はいわゆる著作権のほうで解決してもらえばよろしいのじゃなかろうかと思っております。……私どもとしましては、放送自体の秩序ということを考えまして、現在のチャンネルプランというものができて、そこで放送事業者が放送をやっているということでございますので、その秩序を破ってまで放送事業者に同意をしるというわけにもいかないのじゃなかろうかと思っております」と。

(省 略)

また、同参考人(注：森本参考人)においても、チャンネルプランに基づく放送秩序の維持との関連が指摘されている。曰く「……区域外の再送信につきましては、放送番組の再送信がどこでも自由にできるということになりますと、著作権に付随した問題とは別個に、地域とかけ離れた放送番組がCATVで無秩序に持ち込まれるようになり、地元の放送は次第に無視されてくるようになるのではないかと思います。……そのほかに、放送番組によっては地域の指定があるものがございます。また、コマーシャルについては、

スポンサーの意向により地域の指定がある場合もあって、無断で再送信をすることになれば、たとえば、現在でもスポンサーがその地方に商品を送っていないのにCMが出て、スポンサーに迷惑をかける事態がたまには起ってまいりますから、これが続発するということになるとたいへん混乱を来たす。また、地方へ番組を流します場合、スポンサーづきでいわゆるネット番組として送るか、あるいは番組販売として売り渡しておりますが、有線テレビは野放しということになりますと、商業放送というものが成立しなくなるおそれがあります。また、いわゆるチャンネルプランというのも無意味になって、両面から放送界の秩序を乱すということになります」と。

(省 略)

参議院逓信委員会においても、右に示されたものとはほぼ同様の議論がかわされているが、念のために再録すれば、次のとおりである。すなわち、法一三条二項の立法趣旨が、著作権上の関係にあるのか放送秩序の問題にあるのか、という西村尚治委員の質問に対して、藤木政府委員は、「この同意の条項でございますが、これは現在の放送法にもそういったことがございますし、現在、有線放送業務の運用の規正に関する法律という現行法にも同意条項がございます。まあ今回もそれと同じ同意の条項を入れたわけでございますが、それにつきましては、おっしゃいますように、著作権と、まあ放送の場合ですと、隣接著作権といえますか、そういったものに関係するわけでございます。それが主体でございますが、実際個々の場合になりますと、いろいろおっしゃいましたような放送秩序の問題もございますので、まあそういったことも含めて私どもとしては考えておるわけでございます」と答えている。

衆議院段階と同様に郵政省関係の政府委員答弁では、著作権との関連性(もっとも、その内容は必ずしも明らかでないが)が主におかれ、それに加えて放送秩序の維持が同意制度の立法趣旨とされているのであって、その限りでは一貫しているといえるであろう。これに対して、文部省関係の政府説明員答弁は、有線テレビ法の同意条項を公法的規制・著作権法上の放送事業者の権利を私権とした割り切り方で整理している。すなわち、有線テレビジョン法一三条一項に定める難視聴区域における放送事業者の著作隣接権の制限(著作権法九九条二項)の意義に関して、加戸説明員は、「有線テレビジョン放送法案の一三条一項あるいは二項の問題につきましては、私ども電波監理上の視点からの公法的な規制をしたものと了解いたしております。……一方、

著作権法の上におきましては、放送事業者が行います放送につきまして、著作、隣接権制度（ママ）では保護いたしておりますけれども、これは、いうならば、私権という形で放送事業者に権利を付与したものでございまして、そもそも本来予定しております法の領域が違っております。

しかしながら、公法的な領域におきまして一定の再送信を義務づけられ、私権的には、放送事業者の権利が働いて、同意を得なければ再送信ができないという矛盾が生じますので、そういった観点の問題につきましては、本来の法体系は違いますが、公法的な規定によって義務づけられているものにつきましては、私法的な権利も規制する、そういう方針をとりまして、この有線テレビジョン放送法案ができます以前に、著作権法の全面改正を行いました際に、……再送信が義務づけられています場合におきましては、放送事業者の私権でございしますが、著作、隣接権（ママ）を制限するという考え方をとったわけでございます」と述べている。有線テレビジョン法一三条二項の同意の性質そのものには直接ふれられていないが、全体の文脈からすれば、それは、CATV業者の公法上の義務と理解されているようにも思われる。また、その限りにおいて、藤木政府委員の説明とは、必ずしも一致しないところがある。

参議院逡信委員会においても、参考人の意見が徴せられた。その中で、民放連代表の杉山参考人意見が、同意条項の趣旨に積極的にふれているが、それは、同条項を、放送秩序の維持と関連づけて理解するものであった。「これ（同意条項＝塩野注）は既存の放送秩序を守り、その調和の上に立って、有線テレビの発展を期待するものとして、民放連はきわめて適切な条文と考えております」というのである。もっとも、同参考人も、同意条項と著作隣接権の機能的関係を前提として、「著作権の隣接権で大体放送権というものは認められておりますので、これは義務づけられた放送以外は放送権というものが出てくるわけです。そのほかに権利者の著作権というものが生きてまいります。そういうことでございますので、やはりこういう有線テレビと放送とが秩序ある、調和を伴った（ママ）発展をするためには、やはり話し合いが必要で、そのためには、同意を残すということが適當ではないか」と述べているのである。

最後に、「……同意規定は、放送法第六条および有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第五条などと同様の趣旨にもとづくもので、放送秩序

の維持のため課せられた義務である。したがって、著作権とは全く別の観点からの同意規定であるため、放送事業者あるいは著作権者等に対する著作権上の問題については別途著作権法上の規定にもとづいた解決を必要とする」という見解があるが、これは、同意制度に関する従来の行政当局者の説明が消極的なものにとどまっていたのに対し、はじめて、放送秩序の維持という、積極的な内容をこれに与えたものとして、注目に値するであろう。なお、ここでは「本項でいう『同意』は、放送事業者と有線テレビジョン放送事業者との間での私法上の同意であるため、放送事業者からの条件が付されることも考えられる」としている点もつけ加えておこう。

塩野氏はこの論文の最後を次のようにまとめている。

技術の発達及びそれに対する法制度の進展とともに、かつて有意味であると思われた法技術が、無用のものとなり、あるいは、相互に整合性を保ち得なくなる場合がある。特に、本稿の対象は、ある角度からすれば、法体系を異にする二つの制度の相関するところでの現象であるため、法の技術論としては、ここに、真に興味ある素材を見出すことができるのである。あえて、机上の空論を唱えた次第である。(著作権シリーズ、一九七九年)

以上

「新潟県中越沖地震」の放送対応

1、放送対応

【わかってちょうだい！】

- 10:17 最初の「地震速報」送出
- 10:23:26～「わかってちょうだい！」内でFNNのカットインを実施
- 10:47:34～ ローカルL字情報を送出
- 11:02:00～ ネットL字情報を送出

【FNNスピーク】

- ローカルニュース枠（11:48:00～53:35）で天気枠（1分間）を差し替えた。

【笑っていいとも！】

- 地震情報を挿入（ネット）12:00:00～10:00

【FNN地震特番】

- 14:05～15:00

【NBS報道特番 長野県北部でも震度6強】

- 15:00～15:30

【のりスタは～い！】

- 15:30～16:00 ローカルL字情報を送出

【ドラマヒットシリーズ；ブスの瞳に恋してる】

- 16:00～16:55 ローカルL字情報を送出

【FNNスーパーニュース】

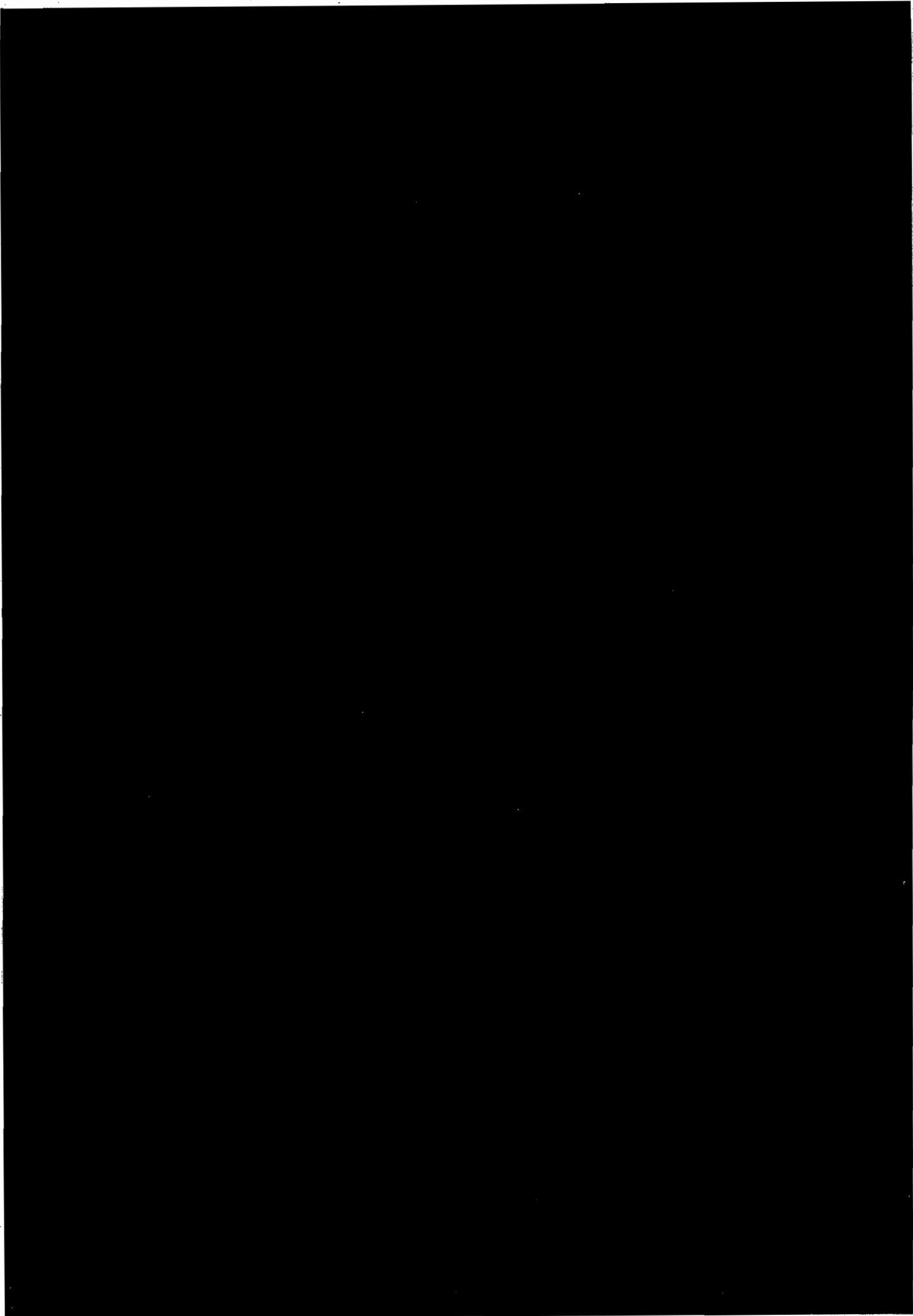
- 16:55～19:00

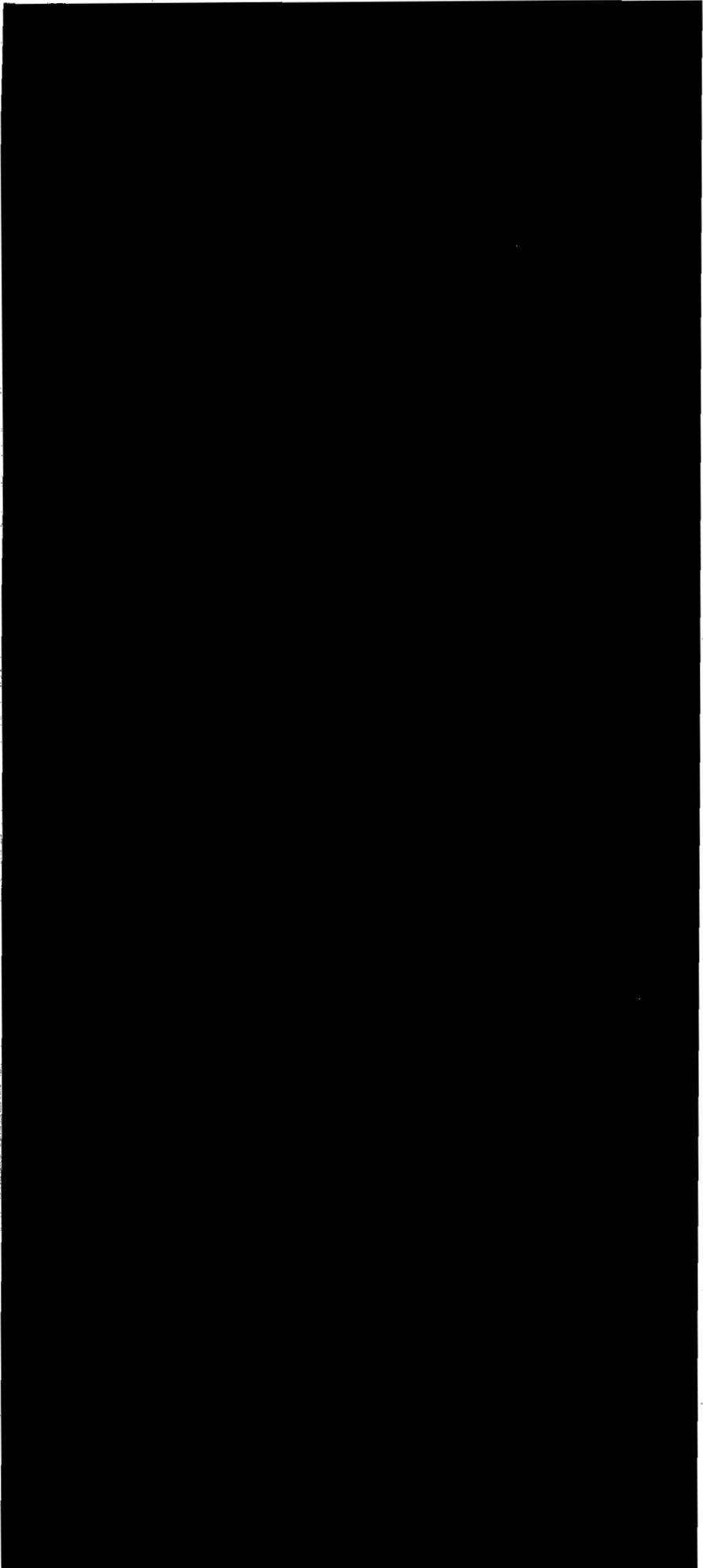
## L字情報の内容（項目内容は随時変更している。）

## 【項目】

1. きょう午前10時13分ごろ新潟県上中越沖を震源とする地震。県外の震度は次の通り。【震度6強】長岡市、柏崎市、刈羽村 【震度5強】上越市、三条市、小千谷市、十日町市、南魚沼市、燕市
2. きょう午前10時18分ごろ、新潟県上中越沖を震源とする地震があり、県内では飯綱町芋川で震度6強を観測した。各地の震度は次の通り【震度6強】飯綱町芋川 【震度5強】中野市豊津、飯山市飯山福寿町、信濃町柏原、飯綱町牟礼 【震度5弱】長野市戸隠 【震度4】長野市、須坂市、中野市、小布施町、高山村、木島平村、野沢温泉村、信州新町、小川村、中条村、栄村、千曲市、松本市、上田市、諏訪市、茅野市、佐久市、立科町、青木村、下諏訪町、麻績村、東御市、木曾町開田高原
3. この地震による県内のけが人は21人。2人が重傷、19人が軽傷。【重傷】（飯山市）89歳女性が転倒し足を骨折（中野市）52歳女性が転倒し左足を骨折【軽傷】（飯山市）中学生2人が転倒。65歳男性が転倒。その他、10人が軽傷（飯綱町）57歳女性が肩にやけど（長野市）84歳女性が打撲。83歳女性がガラス片でけが。その他68歳女性（中野市）27歳男性など2人が軽傷
4. 県内各地の被害状況 【住宅一部損壊33棟】（長野市）12棟（飯綱町）8棟（小布施町）9棟（東御市）3棟（上田市）1棟【物置などの損壊7棟】（飯綱町）3棟（小布施町）4棟 その他、飯綱町、須坂市、長野市、小布施町でブロック塀の倒壊など29件。 【上水道】（飯山市）本町地区で水道管が破裂し30世帯が断水。午後5時半に復旧（飯綱町）芋川寺村地区で水道管が破裂し30世帯が断水。午後3時半に復旧（飯山市）西山地区で水道管が破裂し5世帯が断水。午後3時に復旧。県内の水道は全て復旧 【電気・ガス】長野市でガス漏れ1件、周辺への影響なし。県内の電気、ガスは全て復旧。
5. 16日午後3時37分ごろ、新潟県中越地方を震源とする地震がありました。【震度6弱】長岡市、出雲崎町【震度5強】柏崎市【震度5弱】上越市、小千谷市、刈羽村、燕市、弥彦村、新潟西蒲区。 県内の震度は次の通り。【震度4】信濃町、栄村、飯綱町芋川、 【震度3】長野市戸隠、中野市、飯山市、信州新町、中条村、飯綱町牟礼、青木村
6. 県内高速道は全線通行可能。 【J R信越線】黒姫～直江津で運転見合わせ。その他、飯山線は午後17時半に全線で運転再開。篠ノ井線・中央東線・小海線・大糸線は運転中







## 要望書

平成 19 年 7 月 24 日

株式会社 長野放送  
代表取締役  
社 長 相崎 由松 様

長野県広告業協

理事長

メディア委員長

日頃は当協会に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在の情報化社会は「クロスメディア」と呼ばれる多様化したメディア環境にあります。テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等、既存のマスメディアとインターネットを中心とした新しいメディアの出現により消費者行動も大きく変貌しつつあります。

さて、長野県内では難視聴地域解消を目的に、CATVが開局されましたが、現在、CATV事業者は都市型ケーブルテレビを運営する大きな企業に変貌しています。平成3年4月に長野県は4波地区となり、チャンネル格差はなくなりましたが、未だに殆どのCATVでは、東京キー局の放送を区域外再送信しております。

県内のCATVの普及率は55%に達しており、キー局の区域外再送信が現在のまま継続され、区域外チャンネルの視聴が常態化することは、地元広告主のCM価値を著しく低下させ、地元広告主を中心に営業活動を展開する地元広告代理店にとっても由々しき問題です。このような状況は、長野県経済に与える影響も大きく、無視することは出来ません。

つきましては、系列キー局に対して、区域外再送信に同意しないよう強く要望して頂きたいと存じます。

株式会社 テレビ松本ケーブルビジョン  
代表取締役社長 佐藤浩市 殿

平成11年2月5日

拝啓 時下ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて長野県下のケーブルテレビ局では地元局の放送のみならず民放東京キー局の放送も同時に行う区域外再送信が様々な問題を引き起こし、県下の民放放送秩序に相当の乱れを生じさせている事はご承知のことと存じます。

昨年末に(社)日本民間放送連盟が「ケーブルテレビの今後」に関する意見(別紙参照)として再送信同意規定の見直しを郵政省に対し申し入れました。私共地上放送事業者はデジタル移行への大きな転換点を迎えており、地域認識がますます重要視される状況となっております。長野県は首都圏に極めて近い位置関係から歴史的にも東京の電波を受信されている家庭、事業所が存在している事は承知しております。しかし、現在長野県の民放局は日本テレビ系列のテレビ信州、東京放送系列の信越放送、フジテレビ系列の長野放送、テレビ朝日系列の長野朝日放送が他の地域と同じ様にネットワーク番組を放送しております。また、テレビ東京は上記局への番組販売という形で長野県下に放送を行っております。

この様な環境下において、私共は有線テレビジョン放送施設への再送信については難視聴解消が最優先されるべきであり、地元の放送事業者の意向が全く反映されていない区域外再送信については地元局の経営に少なからぬ影響を与えることに加えて著作権問題等に関しまして整合性のある見直しをするべきであると考えております。以上の事情をご理解頂きます様在京民間放送事業者5社連名でお願い申し上げます。

敬具

日本テレビ放送網株式会社	メディア企画局	局長	福島真平
株式会社東京放送	取締役	メディア・国際室長	前川英樹
株式会社フジテレビジョン	技術局	局長	永田正孝
全国朝日放送株式会社	マルチメディア局	局長	岡 正和
株式会社テレビ東京	取締役	ソフトライツ局	局長 宮川鑛一

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン 御中

平成 16 年 7 月 12 日

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 11 月長野県内の民放 4 社（株式会社テレビ信州、信越放送株式会社、株式会社長野放送、長野朝日放送株式会社）は、在京民放 5 社（日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、以下 5 社と略）へ、長野県内のケーブルテレビ事業者（除く、株式会社インフォメーションネットワークコミュニティ）による 5 社の放送再送信（以下、再送信）を早急に停止させるよう文書で協力を要請してまいりました。

同文書にはまた、一部のケーブルテレビ事業者が、昨年 12 月に放送を開始した 5 社のデジタル放送波再送信実施に向け準備の動きがある、とも記載されておりました。

5 社の区域外再送信に関する基本的考え方は、平成 11 年 2 月、貴社へ文書でお示ししたとおりで、現在でも何ら変わっておりません。また、平成 12 年より 5 社は、一部の難視聴施設を除いては長野県内のケーブルテレビ事業者へ一切の再送信同意を行っておりません。

それにも拘わらず貴社が 5 社の再送信を継続中であることは大変遺憾な事態と認識しております。また長野県では、加入者の理解を得られ在京社の再送信を停止したケーブルテレビ事業者があることから、再送信を継続する理由は認められないとも認識しております。よって、5 社は貴社に対して改めて以下二点を申し入れます。

- 1、貴社における、日本テレビ、東京放送、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京の再送信は、加入者への告知・広報が終了次第速やかに停止すること。
- 2、5 社は、新しい免許条件により交付された地上デジタル放送においても、区域外再送信を同意することは今後予定しておらず、もし貴社が 5 社のデジタル放送波を区域外再送信するための計画、あるいは準備に係わっているならば直ちに中止すること。

同意無しの再送信行為は有線テレビジョン放送法及び著作権法に違反しております。

また、区域外再送信は、民放の地域における基幹メディアとしての使命を損ない、ひいては地域視聴者に不利益をもたらす事態を招きかねないと危惧しております。

もとより、地上波放送の普及はケーブルテレビ各社のご協力によるところが大きく、今後はさらに良好な関係を築く必要があると考えております。

しかし、現状は看過できず、改めて申し入れをする次第です。

日本テレビ放送網株式会社

執行役員・メディア戦略局 総務

松 本

株式会社東京放送

執行役員・メディア推進局長

原 田 俊

株式会社フジテレビジョン

執行役員・技術局長

秋 保 豊 親

株式会社テレビ朝日

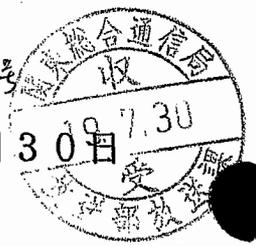
技術局長

古 畑 敏 春

株式会社テレビ東京

ネットワーク局長

笹 浪 眞



平成19年7月30日

総務大臣 菅 義偉 殿

株式会社フジテレビジョン  
代表取締役社長 豊田 皓

意見書

平成19年7月10日付け、有線テレビジョン放送法第13条第3項に基づくエルシーブイ株式会社からの総務大臣裁定申請について、有線テレビジョン放送法第13条第4項の規定に基づき、下記の通り意見を申し述べます。

1. 名称、代表者の氏名並びに住所

名 称	株式会社フジテレビジョン
代表者	代表取締役社長 豊田 皓
住 所	東京都港区台場二丁目4番8号

2. 有線テレビジョン放送法第13条第2項本文の同意をしない理由

(1) 「放送の意図」

放送事業者は放送法第2条の2第2項第2号（「放送普及基本計画」）により「同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域」である**放送対象地域**と電波法第7条第3項（「放送割当可能周波数」）により「混信の防止その他電波の公平かつ能率的な利用を確保するために必要な事項を勘案して定める」**放送用周波数**を要件とする放送免許を付与されて、放送事業を営んでいる。

放送事業者は、自らの**放送対象地域**に対して報道・情報・教養・娯楽番組等を制作し放送している。

7月16日午前10時13分、新潟県柏崎沖において、死者11名、重軽傷者1,893名、避難者12,483名、建物損壊12,434戸の被害を出した「中越沖地震」が発生した。(7月25日現在)

長野放送(NBS)はヘリコプター出動も含め、報道制作局と技術局を中心に約60名が緊急対応で取材に当たった。10時16分00秒に最初の「地震速報」を送出。23分26秒からローカル枠番組内においてフジ・ニュース・ネットワークのカットインを取って放送。47分34秒から長野地域に災害情報L字対応により地震情報を、11時02分00秒からはネット受けの地震情報を送付。昼のニュース番組「FNNスピーク」においては、天気予報とローカルニュース枠の5分間総てで地震情報を、「笑っていいとも!」の枠においては番組スタートから10分間地震情報を放送した。14時05分から「FNN地震特番」を1時間、15時00分から30分間にわたって長野放送独自に「NBS報道特番 長野県北部でも震度6強」を自主放送。15時30分から17時まで1時間30分間災害情報L字対応により地震情報を送付した。夕方のニュース番組「FNNスーパーニュース」の終了までほぼ9時間、長野の視聴者が最も知りたい「長野県における地震災害、避難等の情報」をスーパーインポーズによる「地震速報」、番組の途中にカットインして入ってくるアナウンサーのコメント、災害情報L字対応と呼ばれるデータ情報等によって放送した。(詳細は別紙資料1)

このように長野放送は、自らの**放送対象地域**である長野県に暮らす地震の不安に怯える人たちが切実に知りたがっている、県内各地の被害状況、防災避難情報、上下水道電気ガス等のインフラ関連の貴重な情報を、きめ細かく放送し続けたのである。(別紙資料2)

フジテレビも当然、速報、全国ニュース、災害情報L字対応によって地震被災情報を放送したが、その情報45項目のうち長野県に関する情報はたった3項目にすぎず、震度4以上を記録した長野の地域が、震度6強の飯綱町をはじめとして中野市、飯山市、信濃町(震度5強)長野市(震度5弱)須坂市、千曲市、松本市、上田市、諏訪市、茅野市、佐久市、東御市(震度4)など13市町を数えたにもかかわらず、ほとんどが新潟県柏崎関連のニュース項目であった。何故ならば、フジテレビの放送の対象には長野県は含まれていないからである。

長野の放送事業者である長野放送は放送免許によって**放送対象地域**を長野県内とされ、長野県の地域のための報道、情報、教養、娯楽番組等を制作し放送するよう義務付けられている。一方、東京キー局であるフジテレビは、関東広域一都六県をその**放送対象地域**とし、長野県は**放送対象地域**ではない。

「放送」とは、単に「放送される番組」だけのことではない。「番組」中に挿入されるスーパーインポーズによる情報も、カットインして入ってくるアナウンサーのコメントもある。また、災害情報L字対応と呼ばれる情報も、デジタル放送ならデータ放送、それ以外にも放送終了から次の日の放送開始までの間、深夜に中断なく流し続ける情報等もある。それら総てが「放送事業者の放送の意図」なのである。

情報通信審議会有線放送部会の6月21日付け資料「論点について」によれば、再送信同意制度の立法趣旨は、「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのないよう担保する」ためのものである、という。従って「放送事業者の放送の意図が害され、又は歪曲されることのない」のならば、ケーブルテレビ業者が放送事業者の放送を有線において放送することは有線テレビジョン放送法に適っている、ということになる。しかし、この「大臣裁定」の判断項目の一つである「放送の意図」に関する解釈は、従来のままでは不十分である。東京と長野の関係において考えてみると、東京キー局がケーブルテレビ業者に再送信同意を与えることによって、「長野の放送事業者の放送の意図が害される」可能性について全く考慮がなされていない。今まで述べてきた事実の通り、例えば東京キー局の放送が長野のケーブルテレビ業者によって有線で放送され、その結果として多くのケーブル契約者が東京キー局の放送を見たと仮定すると、長野の放送事業者の放送の意図が害される可能性は非常に大きくなるのである。すなわち、長野の放送事業者が自らの**放送対象地域**の住民にどうしても伝えたい「地震災害、避難情報という意図」が、ケーブルテレビが東京キー局の放送を流したために、**放送対象地域**の住民に届かなくなる可能性が大きくなる。東京キー局の放送の意図が害されず、又は歪曲されないことが大切であるとするならば、長野の放送事業者の放送の意図が害されず、又は歪曲されないことも同様に大切であることは論を待たない。

各地の放送事業者は、それぞれの**放送対象地域**において、国民の知る権利ならびに政見放送など地域の政治情報や生活情報等を報道し、また、生命財産に直結する防災災害情報のために、単なる営利企業の域を超え、マスコミ人として高い志を持って精励している。これらの尊い活動が無視して、単に発局である放送事業者の「放送の意図が害されず、又は歪曲されないこと」をもって善しとする、そういう考え方を容認することはできない。

## (2) 「放送対象地域」

放送事業者は放送法をはじめ関係法令を遵守し、常に厳正な放送を心がけている。

放送事業者は放送法第2条の2第6項により「**放送対象地域**において、当該放送があまねく受信できるように努める」という義務は課されているが、**放送対象地域**を逸脱して放送することは求められていない。

電波の有限希少性に基づいて**放送対象地域**は定められたというが、放送事業者は、放送免許に規定された「放送用周波数」以外の周波数を使って放送することができないのと同様、**放送対象地域**を逸脱することは許されていない。

もしも、有線テレビジョン放送法第13条第3項に定められている「大臣裁定」が下されるとするならば、所管大臣として放送法に対して責任と権限を持って管理する立場にある総務大臣が、自らの名において放送事業者に対し、放送法によって定められた**放送対象地域**を逸脱した地域において有線放送するよう、放送法に反して無理矢理強制する事態となる。

これは仮定の話ではなく、現在の進歩した電気通信技術において十分実現可能な問題として、もしも、今回東京キー局に対し、再送信に同意するよう「大臣裁定」が下されたとすると、北海道から沖縄まで全国のケーブルテレビ業者が「大臣裁定」を申請しさえすれば、東京キー局は放送法に反し**放送対象地域**を逸脱して日本全国に再送信すべし、ということになる。科学技術の発達した21世紀において、もしも21年前に作られた有線テレビジョン放送法の「大臣裁定」が濫用されれば、放送法は法律としての意味を失い、放送秩序は破壊される。

### (3)「チャンネル格差」

放送法第2条の2第1項は「総務大臣は、放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、放送普及基本計画を定め、これに基づき必要な措置を講ずる」こととしている。これを受け、放送普及基本計画の第1「放送局の置局」において「我が国の放送は、地域社会を基盤として放送を行う放送事業者により地域性の確保並びに地域間における放送の普及の均衡に適切に配慮しつつ、放送の計画的な普及及び健全な発達を図る」（放送の地域密着性）こととし、それに続けて1（1）ア（エ）Aにおいて「放送事業者の放送については、総合放送4系統の放送が全国各地域においてあまねく受信できること」（民放の全国4波化）を定めている。すなわち、我が国の放送政策の基本は、「地域密着性」と「民放の全国4波化」であり、この政策は現在においても何ら変更がないと認識している。

平成3年に長野朝日放送が開局して以来、長野県は民間放送局4局地域となっている。長野県には、いわゆる「チャンネル格差」「情報格差」は存在しない。ケーブルテレビの再送信に関しても地元長野の放送事業者の「地域内再送信」だけで十分であり、追加しなければならない要素はない。そうであるならば、国の政策目標である4波化が達成されている長野県において、ケーブルテレビ事業者に対する区域外再送信の同意を東京キー局に対して強制することは、その法的な根拠が明確でないばかりでなく、区域外再送信同意をしないことによって長野県の地域住民が一体どのような不利益を被るのか、全く理解できないのである。

### (4)「経済的諸問題」

長野放送は、「国策としてのアナログ放送からデジタル放送への移行」に伴う放送デジタル化のためにデジタルマスター並びにデジタル放送機器を総て新たに新設し、購入する。そして、総務省の方針に協力して「対アナログ比100パーセントのデジタル視聴」を実現するため、今後、親局+60局のデジタル中継局の建設を予定している。放送デジタル化総費用は長野放送の年間売上高60億円を10億円超も上回る約70億円を見込んでおり、昨年度のデジタル化設備投資は10億1千万円に騰がった。このため減価償却費は前期から増加して8億円に達した。この結果、平成19年3月期の決算で

は純利益はマイナス241.9%、約1億8百万円の赤字決算を強いられた。この状況が少なくともあと3年続くという。近年の純利益が1億から2億程度の企業である長野放送にとって、この数字がどれだけ厳しいものであるか、お分かりになるだろうか？（詳細は別紙資料3）

ここに一つの試算がある。試算なので確定した金額ではない。計算によって出された数字だが、これによれば、東京キー5局を視聴する「その他視聴」の視聴率の増加のため、長野の放送事業者の視聴率が■■■■低下し、それは長野放送のスポット料金に換算すると少なく見積もっても■■■■になるという。本来収入になるはずだった営業収入がなくなるとすれば、まさに「機会損失」そのものである。（詳細は別紙資料4）

長野県広告業協会が平成7年11月に続いて、今年7月に長野の放送事業者4社に送付した要望書には「現在、CATV事業者は……大きな企業に変貌しています。……未だに殆どのCATVでは、東京キー局の放送を区域外再送信しております。……キー局の区域外再送信が現在のまま継続され、区域外チャンネルの視聴が常態化することは、地元広告主のCM価値を著しく低下させ……このような状況は、長野県経済に与える影響も大きく、無視することはできません。」とケーブルテレビ事業者の区域外再送信をやめさせるよう強く要望している。長野の広告業者は、長野における「地域外再送信」が単に長野の放送事業者4社の問題であるばかりでなく、長野のスポンサーにとっても重大な問題であるとの認識を示している。（詳細は別紙資料5）

公正、公平な自由競争によって企業が利益を上げるのなら何も問題はない。しかし、国策として長野の放送事業者には膨大なデジタル化設備投資を強いる一方で、総務大臣が「大臣裁定」によって、他に競争相手のない独占状態において、一番の売り物の東京キー局の「商品」である番組を一日24時間365日にわたって放送し続け、しかも一円の対価も払わない長野のケーブルテレビ事業者を是認する。あまつさえ、「その他視聴」の増大を認識しながら、長野の放送事業者の経営を大きく圧迫するというのでは、総務省はとても公正で公平であるとは言えない。政策方針に整合性、合理性を欠いている、と言わざるを得ない。

もしも、有線テレビジョン放送法を盾に、それはそれこれはこれと強弁するつもりならば、有線テレビジョン放送法が「21年前の状況において作られ、現在の状況に全くマッチしていない法律である」という、この一点だけを指摘すればそれで十分であろう。そもそもこの有線テレビジョン放送法という放送事業者に対して著しく不利な“非対称規制”な法律は、ケーブルテレビ産業が極めて零細であった昭和61年当時、ケーブルテレビ業界の育成策と考えられた。法改正の審議において、当時の郵政省は、「放送区域を越えてCATV側が再送信をいたしますとチャンネルプランが形骸化するのではないかと、こういう御指摘でございますけれども、CATVのカバーする世帯数というのは、何分にもまだ非常にわずかでございますので、こういった形骸化ということは実際には起こっていないし、また近い将来を見ますと、このCATVの世帯数の急速な増加ということもそう急には起こらないと考えますので、形骸化ということがすぐに問題になるとは考えておりません」と答弁している。前提となる条件が大きく変質化し、「大臣裁定」制度の立法事実が消滅しているにもかかわらず、そしてそれに総務省の担当者が気づいているにもかかわらず、敢えて強硬に現行法内における法の解釈を主張するのならば、明らかな「不作為」を構成すると考えられる。

別の観点から言えば、区域外再送信の拡大は、総合放送4系統のローカル局のそれぞれの地域における基幹放送としての能力を低下させ、ひいては、系列における相互協力の機能を崩壊させかねない。そして、区域外再送信の拡大は、結果としてローカル局が自らの放送対象地域における放送の責務を果たすことを困難にし、最終的には地域社会に対して悪影響を生み出すことになる、と考えられる。

今回の「大臣裁定」の検討においては、長野の放送事業者である株式会社長野放送からも十分意見を聞くようにご配慮をお願いしたい。

#### (5)「著作権等の問題」

地上波放送の再送信では、放送番組に係わるすべての著作権の権利処理を行なう必要がある。権利処理が必要となるものには、放送事業者が有する著作隣接権、放送番組の著作権及び放送番組に含まれる、原権利者が有する著

作権など、多岐に渡っている。「テレビ同時再送信契約書」（いわゆる「5団体ルール」）による権利処理は存在するが、それは原権利者の有する著作権の処理に限られており、放送番組の著作権については、許諾を求めることはなされておらず、その協議さえなされていない。また放送事業者が有する著作権隣接権について、フジテレビとしては、今までのところは、番組の権利料等としての対価については、対価を受け取る権利を留保しているのみで一切受け取っておらず、協議さえなされていない。そもそも契約形態について、協議する以前の問題として、著作権法第23条「著作者は、その著作物について、公衆送信を行う権利を専有する」（「公衆送信権等」）と第99条第1項「放送事業者は、その放送を受信してこれを再放送し、又は有線放送する権利を専有する」（「再放送権及び有線放送権」）による許諾を受けずに再送信することは違法であることを知りながら、違法再送信を続けている現状はまことに遺憾である。

また、放送番組の著作権について言及すれば、ローカル制作番組に参画する著作権などの権利や、購入番組における映像著作権者（映画製作者）との放送権所得の契約は自局の放送地域限定の場合が多くある。その場合、仮に区域外への再送信に同意せよとの大臣裁定が下された場合、その裁定に従って同意をすることが、契約相手方との関係で契約違反となり、放送事業者が、その責任を負う結果にもなりかねない。

## （6）「法令遵守の欠如」

有線テレビジョン放送法第13条第2項には「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を再送信してはならない。」（「再送信同意」）とある。また、放送法第6条にも「放送事業者は、他の放送事業者の同意を得なければ、その放送を受信し、これらを再放送してはならない」（「再放送」）と規定されている。

さらに著作権法においては、上に述べた通り、第23条「公衆送信権等」および第99条「再放送権及び有線放送権」の規定がある。

これらによれば、放送事業者が有線テレビジョン放送を含む「公衆送信」を行う権利を専有しているのは明白である。しかもこの権利は有線放送の再送信についても、単に対価を受ける権利としての「報酬請求権」ではなく、許諾を拒否できる排他的な権利である。

フジテレビが最後にこのケーブルテレビ業者に対し、1年間に限ってアナログ放送の再送信に同意を出したのは、平成9年12月10日であり、それ以降、このケーブルテレビ業者は再送信同意の申請すらしていない。従って、当社は、その後同意をしたことはない。しかし、このケーブルテレビ事業は当社から許諾を受ける必要があるにもかかわらず、不同意及び無許諾の状態以来9年間にもわたって当社のアナログ放送を再送信し続けている。

また、平成3年に長野朝日放送が開局し長野県が民放4局地域となつてから十分な期間が経過していることや、この間に地元長野民放の経営に対する区域外再送信の弊害が大きな問題となつてきたことから、平成11年に東京キー局5社連名で、このケーブルテレビ事業者に対して、再送信を停止するよう文書を送付したが、これを無視。(詳細は別紙資料6)

さらに、平成16年にも東京キー局5社連名で違法再送信を停止するよう警告書を送付したが、これも無視して、なんら誠意ある対応をしようとなしない。(詳細は別紙資料7)

このケーブルテレビ事業者は、9年も前から法律に定められたフジテレビの同意と許諾なしで、また、東京キー局5社の書面による度重なる通告を無視して、アナログ放送による区域外再送信を違法に続けているのが実態である。

これは、有線テレビジョン放送法のもとで免許を受け、その法律を守らなければならないケーブルテレビ事業が、同法第13条第2項に定める「再送信の同意を得る義務の違反」を犯していることになる。このケーブルテレビ事業者は法令遵守の姿勢において非常に大きな問題があると言わざるを得ない。

そもそも自ら有線テレビジョン放送法第13条第2項に定められた放送事業者の「同意」を得ずに、違法な再送信を続けているケーブルテレビ事業者が、同じ有線テレビジョン放送法第13条第3項に則って「大臣裁定」を申請するというのは非常に矛盾している。

むしろ、有線テレビジョン放送法第25条第2項には「総務大臣は、有線テレビジョン放送事業者が第13条第2項の規定に違反したときは、3月以内の期間を定めて、有線テレビジョン放送の業務の停止を命ずることができる。」と規定されている。これを無視して、「大臣裁定」が下るとするならば、総務省においても法令遵守の姿勢に欠けていると考える。

そもそも今回の「大臣裁定」は、平成19年1月26日の名刺交換後、ケーブルテレビ事業者による区域外再送信の問題点について、十分な理解が得られていない状況において、フジテレビとしては協議を尽くす意思があるにもかかわらず、性急に「大臣裁定」が申請されたこと自体、協議は継続中であると認識していた当社としては、非常に残念なことだと言わざるを得ない。強制的な再送信同意を一方的に求め、有線テレビジョン放送法第13条3項に、当事者間の「協議が調わず、又はその協議をすることができない」場合の手段として規定された「大臣裁定」を十分な協議が行われる以前に申請したというのが実態である。

「終わりに」

有線テレビジョン放送法13条5項には「同意をしないことにつき正当な理由」とあるだけで、条文に「正当な理由」について列挙されていないことから、何ら具体的な定めはないと考える。

また、過去の政府答弁や2度の「大臣裁定」で示された「5つの基準」は、当時の国会質疑における答弁によれば「いろいろなケースが考えられますが、共通する一応の判断の目安というようなものを5点申し上げますと……こういったことが、一応判断の目安になるというように考えています。」とあり、これは「5つの基準」が必要条件であり「共通する一応の判断の目安になる」が、「いろいろなケース」で変わってくる、と述べられている。

すなわち、「5つの基準」だけが区域外の再送信同意の判断基準に限られているわけではなく、従って、再送信同意をしない「正当な理由」は必ずしも「5つの基準」に限定されていない、といえる。再送信同意の「正当な理由」については、その他の事情も正当な理由として斟酌されるべきであると考えられ、法解釈、法運用の点からも再検討が必要であると考えられる。

このまま、従前の「5つの基準」のみに基づき「同意をしないことにつき正当な理由」無しとして、「大臣裁定」が下るとすると、当社は著作権および著作隣接権上の「許諾」を回避するために、「大臣裁定」の無効を争うことを検討しなければならないこととなる。

「大臣裁定」は法令遵守の姿勢に問題があるケーブルテレビ事業者に与し、東京キー局の放送が**放送対象地域外**である長野県に放送されることによって、長野の放送事業者の放送の意図を害することになる。しかも、**放送対象地域**を逸脱して日本全国に東京キー局の放送が再送信される端緒をひらくことになる。あまつさえ、長野の放送事業者を財政的に苦しめ、著作権を踏みにじることになる。フジテレビは以上述べてきた理由をもって、到底、再送信に同意することはできない。

### 3. 本件に関する協議の経過

株式会社テレビ松本ケーブルビジョン及びエルシーブイ株式会社からは、本年1月26日に訪問があった。

テレビ松本の佐藤社長、エルシーブイの小松常務がフジテレビ訪れ、電波企画室の山本専任局長が対応した。佐藤・小松両氏から長野県における区域外再送信の要望があったが、当社側は意見書に述べた趣旨により区域外再送信できない理由を縷々説明し、再送信同意できない旨の返答をした。

その後両者（6月8日は、エルシーブイ側は務台社長）と当社の関技師長との協議が複数回もたれたが、両者の意見は最初と変わらず、協議は平行線で経緯した。

### 4. その他参考となる事項

以下、資料として塩野宏著「放送法制の課題」（有斐閣：1989年11月30日刊）より「IV 有線テレビ放送をめぐる法技術（新聞研究二五四号、一九七二年）」から「三 有線テレビジョン法の内容的問題点 3 放送秩序と有線テレビジョン法」と「四 あとがき」の全文を記載する。

#### 3 放送秩序と有線テレビジョン法

##### （1）区域外再送信

区域外再送信の厳密な概念規定は一応しておくとして、これをごく常識的に、中央のアンテナで地元放送局以外のテレビジョン放送を受信し、これを有線によって各戸に再送信する（たとえば、長野県下で、東京の放送を直接

有線で視聴する)ものと観念してよいであろう。そして、区域外再送信の需要は、最近次第に増しているといわれている。この現状は、放送局の数が地域によって異なっていることを主要な前提条件として生じたものと思われるのであって、その意味では、これは、現在の放送秩序そのものが内包する問題を反映したものである。いいかえれば、現在のチャンネルプラン自体が、地元(特に放送局の数の少ない地方都市)の視聴者の要望にできていないことを示すものであろう。

ところで、本法(以下「テレビジョン放送」のこと)は、現在の放送秩序に深い関連を有する区域外再送信に関して、放送秩序それ自体のあり方の再検討作業とは一応無関係に、再送信される放送の放送事業者(以下、これを原放送事業者と呼ぶ)の同意という法技術で対応している(法一三条二項)。本法(厳密に言えば、本法制定過程)のかかる態度自体が一つの問題であって、むしろ、立法作業過程としては、現在の放送秩序のあり方そのものの再検討が先行すべきであったと思われるのであるが、仮に時間的關係から手続が前後したことを一応認めるとしても、なお、本法のとる法技術には、次のような問題がある。すなわち、区域外再送信には、二つの異なった利益状況がある。第一に、区域外再送信によって直接発生する原放送事業者の著作隣接権及び原放送事業者の放送に含まれている諸種の著作権との関係がある。第二に、区域外再送信により、視聴者を奪われることにより、自己の経営基盤の確保がおびやかされるという地元放送事業者との関係であり、これはひいては、現在の放送秩序に関連する事柄である(仮に、再送信区域が放送区域と一致するほどになれば、放送局の数が再送信のチャンネル数ほど増え、かつ、それは、本来、当該区域を対象とする放送ではない)。そして、この二つは明確に区別して論ずる必要がある。

第一の点に関していえば、結論的には、それはもっぱら著作権法上の問題として処理すべき事柄であって、本法が本来関知すべきものではない。すなわち、昨年一月一日より施行された新著作権法では、著作隣接権が認められ、放送事業者は再放送権及び有線放送権を占有するものとされる(法九九条)。そして、この権利を行使することによって、放送事業者は自己の放送が有線テレビジョン放送事業者によって再送信されることの許否を決定し得るのである(ただし、受信障害指定区域を除く)。その意味では、原放送事業者固有の経済的利益(又は権利)の確保のために、もはや同意条項は必要がな

いと思われるが、強いてその関係を求めるならば、本条項に違反する事業者は郵政大臣による行政的制裁（業務停止・法二五条二項）、さらには刑事制裁（法三四条）を受ける可能性があることによって、原放送事業者は著作権法におけるよりも優位に立つという効果に求められるかもしれない。しかし、著作権法の外で、著作隣接権者に強い保護を与える合理的理由を見出すことは困難であり、仮に、原放送事業者が、右のような見地から同意条項が機能する、ことをも考えているとすれば、監督官庁の後見的保護監督下に自ら入ることを意図するものとして批判されなければならない。

かようにして、第二に、地元放送局の利益さらにひいては放送秩序との関係で同意条項をとらえる以外にはないが、そうだとしても制度の趣旨には極めて不可解なものがある。すなわち、現在、わが国における放送秩序とは、社会が自律的に形成したものではなく、チャンネルプランによって、国家が政策的に創出した国法上の秩序である。そうだとすれば、その秩序を乱すおそれのある行為（ここでは区域外再送信）を認めるかどうかの責任は、秩序の創出者（行政庁）が担うべきものであって、原放送事業者の判断にゆだねるべきものではないと思われる。また仮に、秩序の維持を私人の判断にゆだねることを認めるとしても、その当事者は、ここでは、原放送事業者ではなくして、地元放送事業者であるはずである。

かようにして、区域外再送信の同意条項は疑問の余地の多い制度ではあるが、現在の放送秩序と有線テレビジョンをいかに関係づけるかについての基本的考察のないままに本法を制定した点に根本の問題がある。また、仮に区域外再送信を含む有線テレビジョン放送事業をいささかでも促進しようとするのであれば、むしろ、今後権利関係が錯綜するとともに、その事務処理が極めて複雑化するであろう著作権法上の諸種の権利について、何らかの方策を立てるべきであったのではないか。

#### 四 あとがき

以上に考察したことからすれば、本法には、言論表現の自由・放送秩序という価値原理との関係においても、法技術論からみても、再考を要する多くの問題がある。本法が、対象を有線テレビ放送に限定したことの是非は、内容によって評価すべき事柄であることを本稿のはじめに指摘しておいたが、本法が、現実の問題を処理し、有線テレビ放送の「健全な発達を図る」ため

の適切な法技術たり得るかどうかの点には、多大の疑問がある。未来を切りすてつつ、しかも現実問題の処理に関しても見切り発車したのが有線テレビジョン法であるという感が強い。

しかし、法律はひとたび制定されれば一定の秩序を形成し、将来それをくつがえすことが困難となるのが通常である。その意味では、本法によって私人による同軸ケーブル利用法制が発効するのは、むしろ不幸であったとも思われるが、これをいささかなりとも幸いに転じせしめるのが、今後の課題である。(新聞研究二五四号、一九七二年)

続いて、「Ⅵ 再送信の同意権と著作隣接権(著作権シリーズ、一九七九年)」から「一 はじめに」の全文と「二 「放送法」における再送信の同意制度の意義 3 有線テレビジョン法と同意条項」の一部を記載する。

#### 一 はじめに

放送法制における放送事業者の権利の重要な側面として、表現の自由の一環としての放送の自由が挙げられることはいうまでもない。もとより、それが、単に、送信者の古典的な意味における自由権にとどまるかどうかは大きな問題ではあるが、それはともかく、いま少し視野を広げるならば、放送事業者の著作権法上の権利者としての地位も看過することができない。

一般的に言えば、放送事業者は、著作権法上は、他人の著作物等の利用者として登場する機会が多いであろう。しかし、放送が映画の著作物であるときには、放送事業者は、一連の著作権を享有し(著作権法二条三項・一五条・二九条)、さらに、一般的に、放送事業者には、その放送について著作隣接権が認められている(同法九九条)。学問上の体系として、放送法制の範囲をいかに画するかは問題のあるところであるが、いずれにせよ、放送事業者のかかる側面を見逃しては、放送活動に関する放送事業者の特有の権利を全体的に把握したことにはならない。

ところで、右に指摘した放送事業者の著作権法上の権利とは別に、放送法、有線テレビジョン放送法(以下、有線テレビジョン法と略す)、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律(以下、有規法と略す)は、無線であれ有線であれ、他人が、放送の再送信を行う場合には、放送事業者の同意を必要

とする旨の規定をおいている。すなわち、放送法六条は、「放送事業者は、同意を得なければ、他の放送事業者の放送を受信して、その再放送をしてはならない」、有線テレビジョン法一三条（再送信）二項は、「有線テレビジョン放送事業者は、放送事業者の同意を得なければ、そのテレビジョン放送を受信し、これを再送信してはならない。ただし、前項の規定により有線テレビジョン放送施設者たる有線テレビジョン放送事業者がテレビジョン放送を再送信するときは（郵政大臣によって指定された受信障害区域における再送信の義務づけを指す＝塩野注）、この限りでない」、有規法五条は、「有線ラジオ放送の業務を行う者は、同意を得なければ、放送事業者のラジオ放送を受信してこれを再送信してはならない」と、それぞれ定めている。

これらの規定は、一見、著作権法上の放送事業者の権利、とりわけ、同法九九条に定める再放送権及び有線放送権と類似の制度、いいかえれば、相互に同一の事項を、単に、権利と義務の側から、それぞれ別個に定めたものにすぎないようにも読める。しかし、全く同一内容の規律が、著作権法と放送法等に別個におかれているとすれば、立法技術としては、当を得ていないものがある。他方、もし、相互に異なった目的を有するとすれば、それはどこに求められるか、という疑問を人に抱かせるとともに、果たして、立法政策上、妥当であるかどうかの問題を生ぜしめるであろう。さらに、放送事業者の著作隣接権は現行著作権法によってはじめて認められたものであるが、放送法・有規法（昭和四七年改正前は、有線放送業務の運用の規正に関する法律）の再送信の同意条項は、それには先行しているのであって、ここには、生成する法的利益相互の関係を考察する格好の素材がある。

「放送法」（以下、「放送法」として用いる場合は、有線テレビジョン法・有規法を含む）と著作権法は、ある見方、というより、通常分類に従えば、法体系を異にする。しかし、放送事業者の権利又は利益という角度から再送信にかかる問題を総合的に考察するならば、場合によっては、現在の法制度に再考を要請するモーメントを見出すことができるかもしれない。本稿は、こういった興味に促されて、「放送法」の再送信の同意制度の存在理由について、放送事業者の著作隣接権制度との対比を試みつつ、考察しようとするものである。

以下、まず、「放送法」上の同意制度について、立法過程に現れた見解及び行政解釈を素材として分析をし（二）、ついで、実務の運用状況を瞥見し（三）、

そして同意制度と隣接権制度の保護利益の範囲を比較した上で(四)、将来のあるべき姿を考えてみることにしたい(五)。

### 3 有線テレビジョン法と同意条項

有線テレビジョン法は、先に示したように、一三条二項で、再送信に関する同意条項をおいている。そして、同法の制定は、すでに、現行著作権法により放送事業者の著作隣接権が認められた後であるという新たな事情も加わっているためもあって、同意条項の意義に関して、国会審議過程でかなり集中的に、しかも、複数の角度からの関係者の意見が明らかにされている。その概要を示せば、次のとおりである。

まず、衆議院段階で、同意と対価の関係及び放送事業者の同意拒否に関する阿部未喜男委員の質問に対し、藤木政府委員は次のように答えている。「現在、著作権法というものができておりますので、前とはちょっと違うわけですが、そもそも放送を出すという放送事業者にとりましての権利があるわけですから、そういった点を私どもとしては尊重して、かってにやって商売をしたのじゃいけないという意味で同意ということを掲げたわけですが」、「同意の条件としての金銭の問題ですが、私どもとしては、そういうことは実はあまり想定していないわけですが、金の問題はいわゆる著作権のほうで解決してもらえばよろしいのじゃなかろうかと思っております。……私どもとしましては、放送自体の秩序ということを考えまして、現在のチャンネルプランというものができて、そこで放送事業者が放送をやっているということですから、その秩序を破ってまで放送事業者に同意をしろというわけにもいかないのじゃなかろうかと思っております」と。

(省 略)

また、同参考人（注：森本参考人）においても、チャンネルプランに基づく放送秩序の維持との関連が指摘されている。曰く「……区域外の再送信につきましては、放送番組の再送信がどこでも自由にできるということになりますと、著作権に付随した問題とは別個に、地域とかけ離れた放送番組がCATVで無秩序に持ち込まれるようになり、地元の放送は次第に無視されてくるようになるのではないかと思います。……そのほかに、放送番組によっては地域の指定があるものがございます。また、コマーシャルについては、

スポンサーの意向により地域の指定がある場合もあって、無断で再送信をすることになれば、たとえば、現在でもスポンサーがその地方に商品を送っていないのにCMが出て、スポンサーに迷惑をかける事態がたまには起ってまいりますから、これが続発するということになるとたいへん混乱を来す。また、地方へ番組を流します場合、スポンサーづきでいわゆるネット番組として送るか、あるいは番組販売として売り渡しておりますが、有線テレビは野放しということになりますと、商業放送というものが成立しなくなるおそれがあります。また、いわゆるチャンネルプランというのも無意味になって、両面から放送界の秩序を乱すということになります」と。

(省 略)

参議院逓信委員会においても、右に示されたものとはほぼ同様の議論がかわされているが、念のために再録すれば、次のとおりである。すなわち、法一三条二項の立法趣旨が、著作権上の関係にあるのか放送秩序の問題にあるのか、という西村尚治委員の質問に対して、藤木政府委員は、「この同意の条項でございますが、これは現在の放送法にもそういつたことがございますし、現在、有線放送業務の運用の規正に関する法律という現行法にも同意条項がございます。まあ今回もそれと同じ同意の条項を入れたわけでございますが、それにつきましては、おっしゃいますように、著作権と、まあ放送の場合ですと、隣接著作権といえますか、そういったものに関係するわけでございます。それが主体でございますが、実際個々の場合になりますと、いろいろおっしゃいましたような放送秩序の問題もございますので、まあそういったことも含めて私どもとしては考えておるわけでございます」と答えている。

衆議院段階と同様に郵政省関係の政府委員答弁では、著作権との関連性(もつとも、その内容は必ずしも明らかでないが)が主におかれ、それに加えて放送秩序の維持が同意制度の立法趣旨とされているのであって、その限りでは一貫しているといえるであろう。これに対して、文部省関係の政府説明員答弁は、有線テレビ法の同意条項を公法的規制・著作権法上の放送事業者の権利を私権とした割り切り方で整理している。すなわち、有線テレビジョン法一三条一項に定める難視聴区域における放送事業者の著作隣接権の制限(著作権法九九条二項)の意義に関して、加戸説明員は、「有線テレビジョン放送法案の一三条一項あるいは二項の問題につきましては、私ども電波監理上の視点からの公法的な規制をしたものと了解いたしております。……一方、

著作権法の上におきましては、放送事業者が行います放送につきまして、著作、隣接権制度（ママ）では保護いたしておりますけれども、これは、いうならば、私権という形で放送事業者に権利を付与したものでございまして、そもそも本来予定しております法の領域が違っております。

しかしながら、公法的な領域におきまして一定の再送信を義務づけられ、私権的には、放送事業者の権利が働いて、同意を得なければ再送信ができないという矛盾が生じますので、そういった観点の問題につきましては、本来の法体系は違いますが、公法的な規定によって義務づけられているものにつきましては、私法的な権利も規制する、そういう方針をとりまして、この有線テレビジョン放送法案ができます以前に、著作権法の全面改正を行いました際に、……再送信が義務づけられています場合におきましては、放送事業者の私権でございますが、著作、隣接権（ママ）を制限するという考え方をとったわけでございます」と述べている。有線テレビジョン法一三条二項の同意の性質そのものには直接ふれられていないが、全体の文脈からすれば、それは、CATV業者の公法上の義務と理解されているようにも思われる。また、その限りにおいて、藤木政府委員の説明とは、必ずしも一致しないところがある。

参議院逋信委員会においても、参考人の意見が徴せられた。その中で、民放連代表の杉山参考人意見が、同意条項の趣旨に積極的にふれているが、それは、同条項を、放送秩序の維持と関連づけて理解するものであった。「これ（同意条項＝塩野注）は既存の放送秩序を守り、その調和の上に立って、有線テレビの発展を期待するものとして、民放連はきわめて適切な条文と考えております」というのである。もっとも、同参考人も、同意条項と著作隣接権の機能的関係を前提として、「著作権の隣接権で大体放送権というものは認められておりますので、これは義務づけられた放送以外は放送権というものが出てくるわけです。そのほかに権利者の著作権というものが生きてまいります。そういうことでございますので、やはりこういう有線テレビと放送とが秩序ある、調和を伴った（ママ）発展をするためには、やはり話し合いが必要で、そのためには、同意を残すということが適當ではないか」と述べているのである。

最後に、「……同意規定は、放送法第六条および有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律第五条などと同様の趣旨にもとづくもので、放送秩序

の維持のため課せられた義務である。したがって、著作権とは全く別の観点からの同意規定であるため、放送事業者あるいは著作権者等に対する著作権上の問題については別途著作権法上の規定にもとづいた解決を必要とする」という見解があるが、これは、同意制度に関する従来の行政当局者の説明が消極的なものにとどまっていたのに対し、はじめて、放送秩序の維持という、積極的な内容をこれに与えたものとして、注目に値するであろう。なお、ここでは「本項でいう『同意』は、放送事業者と有線テレビジョン放送事業者との間での私法上の同意であるため、放送事業者からの条件が付されることも考えられる」としている点もつけ加えておこう。

塩野氏はこの論文の最後を次のようにまとめている。

技術の発達及びそれに対する法制度の進展とともに、かつて有意味であると思われた法技術が、無用のものとなり、あるいは、相互に整合性を保ち得なくなる場合がある。特に、本稿の対象は、ある角度からすれば、法体系を異にする二つの制度の相関するところでの現象であるため、法の技術論としては、ここに、真に興味ある素材を見出すことができるのである。あえて、机上の空論を唱えた次第である。(著作権シリーズ、一九七九年)

以上

「新潟県中越沖地震」の放送対応

1、放送対応

【わかってちょうだい!】

○10:17 最初の「地震速報」送出

○10:23:26～「わかってちょうだい!」内でFNNのカットインを実施

○10:47:34～ ローカルL字情報を送出

○11:02:00～ ネットL字情報を送出

【FNNスピーク】

○ローカルニュース枠(11:48:00～53:35)で天気枠(1分間)を差し替えた。

【笑っていいとも!】

○地震情報を挿入(ネット)12:00:00～10:00

【FNN地震特番】

○14:05～15:00

【NBS報道特番 長野県北部でも震度6強】

○15:00～15:30

【のりスタは〜い!】

○15:30～16:00 ローカルL字情報を送出

【ドラマヒットシリーズ;ブスの瞳に恋してる】

○16:00～16:55 ローカルL字情報を送出

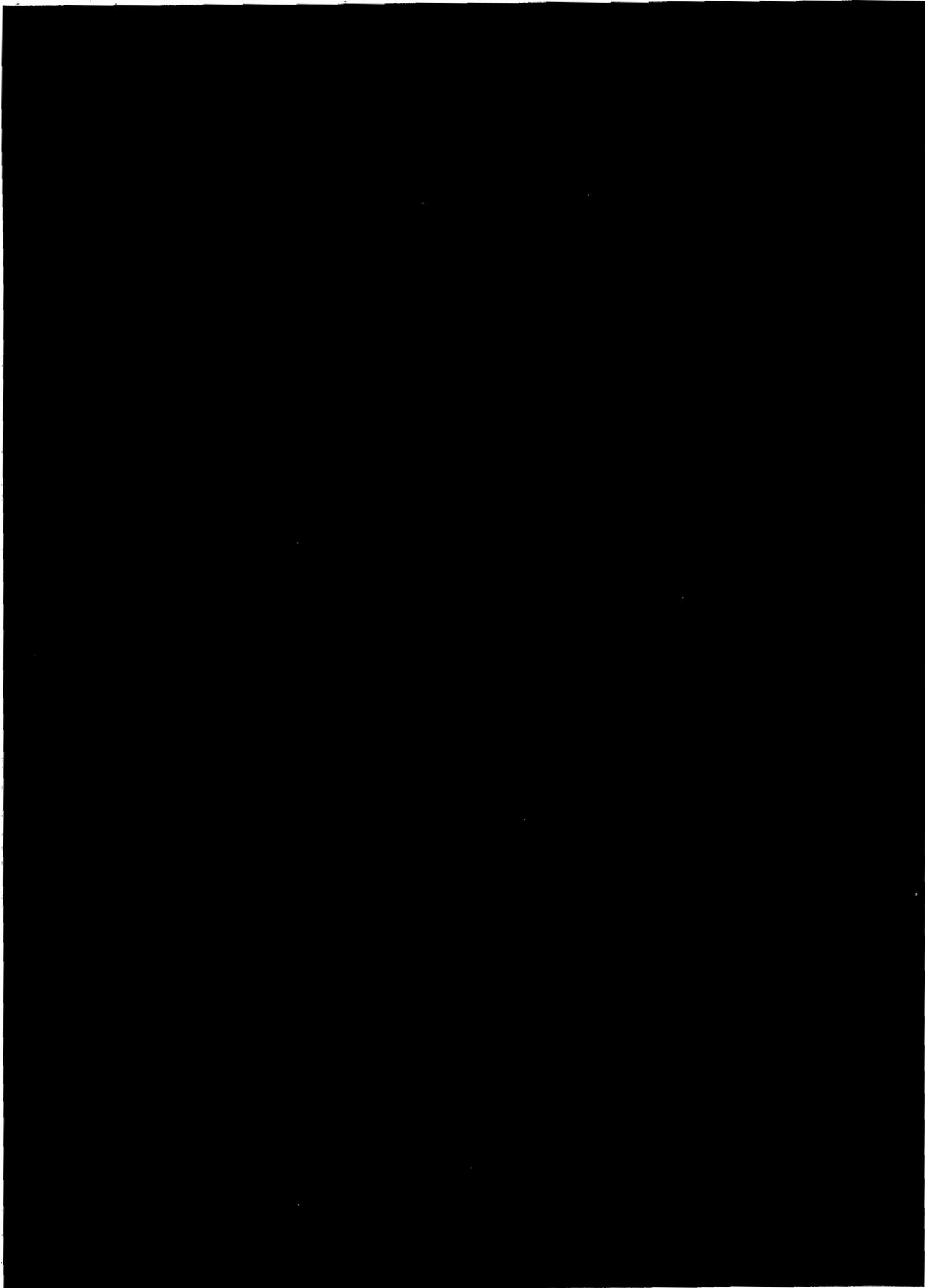
【FNNスーパーニュース】

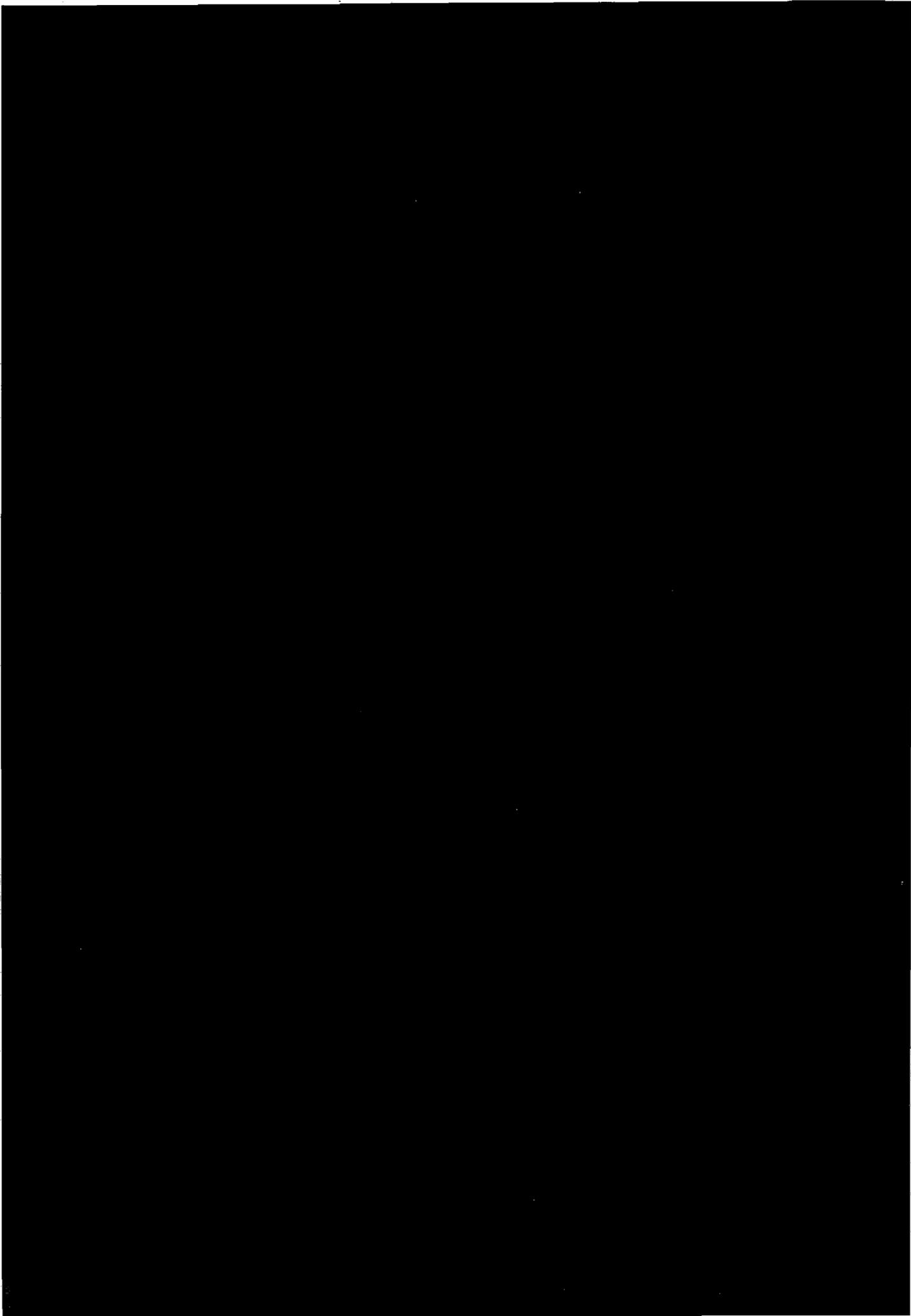
○16:55～19:00

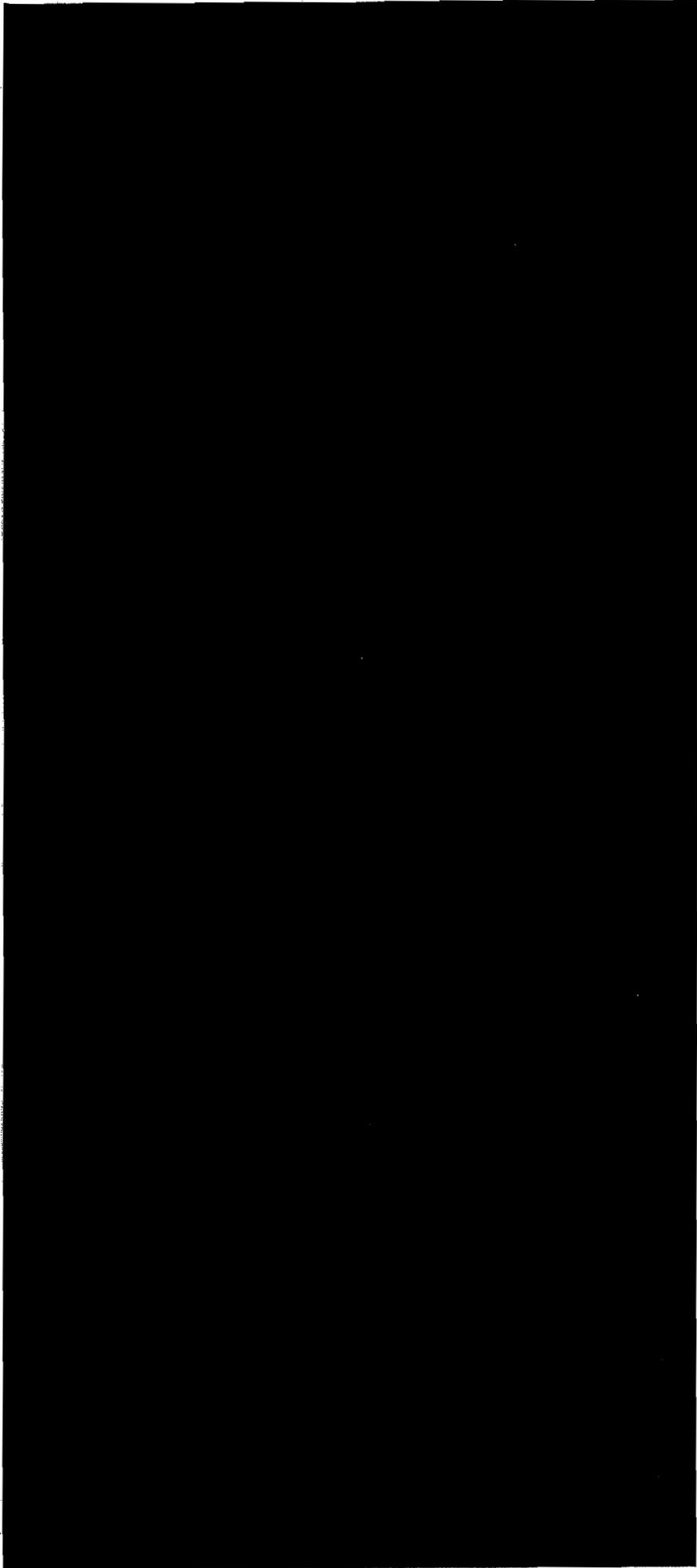
## L字情報の内容（項目内容は随時変更している。）

## 【項目】

1. きょう午前10時13分ごろ新潟県上中越沖を震源とする地震。県外の震度は次の通り。【震度6強】長岡市、柏崎市、刈羽村 【震度5強】上越市、三条市、小千谷市、十日町市、南魚沼市、燕市
2. きょう午前10時13分ごろ、新潟県上中越沖を震源とする地震があり、県内では飯綱町芋川で震度6強を観測した。各地の震度は次の通り【震度6強】飯綱町芋川 【震度5強】中野市豊津、飯山市飯山福寿町、信濃町柏原、飯綱町牟礼 【震度5弱】長野市戸隠 【震度4】長野市、須坂市、中野市、小布施町、高山村、木島平村、野沢温泉村、信州新町、小川村、中条村、栄村、千曲市、松本市、上田市、諏訪市、茅野市、佐久市、立科町、青木村、下諏訪町、麻績村、東御市、木曾町開田高原
3. この地震による県内のけが人は21人。2人が重傷、19人が軽傷。【重傷】（飯山市）89歳女性が転倒し足を骨折（中野市）52歳女性が転倒し左足を骨折【軽傷】（飯山市）中学生2人が転倒。65歳男性が転倒。その他、10人が軽傷（飯綱町）57歳女性が肩にやけど（長野市）84歳女性が打撲。83歳女性がガラス片でけが。その他68歳女性（中野市）27歳男性など2人が軽傷
4. 県内各地の被害状況 【住宅一部損壊33棟】（長野市）12棟（飯綱町）8棟（小布施町）9棟（東御市）3棟（上田市）1棟【物置などの損壊7棟】（飯綱町）3棟（小布施町）4棟 その他、飯綱町、須坂市、長野市、小布施町でブロック塀の倒壊など29件。 【上水道】（飯山市）本町地区で水道管が破裂し30世帯が断水。午後5時半に復旧（飯綱町）芋川寺村地区で水道管が破裂し30世帯が断水。午後3時半に復旧（飯山市）西山地区で水道管が破裂し5世帯が断水。午後3時に復旧。県内の水道は全て復旧 【電気・ガス】長野市でガス漏れ1件、周辺への影響なし。県内の電気、ガスは全て復旧。
5. 16日午後3時37分ごろ、新潟県中越地方を震源とする地震がありました。【震度6弱】長岡市、出雲崎町【震度5強】柏崎市【震度5弱】上越市、小千谷市、刈羽村、燕市、弥彦村、新潟西蒲区。 県内の震度は次の通り。【震度4】信濃町、栄村、飯綱町芋川、 【震度3】長野市戸隠、中野市、飯山市、信州新町、中条村、飯綱町牟礼、青木村
6. 県内高速道は全線通行可能。 【JR信越線】黒姫～直江津で運転見合わせ。その他、飯山線は午後17時半に全線で運転再開。篠ノ井線・中央東線・小海線・大糸線は運転中







## 要望書

平成 19 年 7 月 24 日

株式会社 長野放送  
代表取締役 相崎 由松 様  
社 長

長野県広告業協会  
理事長  
メディア委員長

日頃は当協会に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

現在の情報化社会は「クロスメディア」と呼ばれる多様化したメディア環境にあります。テレビ・新聞・雑誌・ラジオ等、既存のマスメディアとインターネットを中心とした新しいメディアの出現により消費者行動も大きく変貌しつつあります。

さて、長野県内では難視聴地域解消を目的に、CATVが開局されましたが、現在、CATV事業者は都市型ケーブルテレビを運営する大きな企業に変貌しています。平成3年4月に長野県は4波地区となり、チャンネル格差はなくなりましたが、未だに殆どのCATVでは、東京キー局の放送を区域外再送信しております。

県内のCATVの普及率は55%に達しており、キー局の区域外再送信が現在のまま継続され、区域外チャンネルの視聴が常態化することは、地元広告主のCM価値を著しく低下させ、地元広告主を中心に営業活動を展開する地元広告代理店にとっても由々しき問題です。このような状況は、長野県経済に与える影響も大きく、無視することは出来ません。

つきましては、系列キー局に対して、区域外再送信に同意しないよう強く要望して頂きたいと存じます。

エルシーブイ株式会社  
代表取締役社長 藤澤玄雄 殿

平成11年2月5日

拝啓 時下ますますご清栄の事とお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて長野県下のケーブルテレビ局では地元局の放送のみならず民放東京キー局の放送も同時に行う区域外再送信が様々な問題を引き起こし、県下の民放放送秩序に相当の乱れを生じさせている事はご承知のことと存じます。

昨年末に(社)日本民間放送連盟が「ケーブルテレビの今後」に関する意見(別紙参照)として再送信同意規定の見直しを郵政省に対し申し入れました。私共地上放送事業者はデジタル移行への大きな転換点を迎えており、地域認識がますます重要視される状況となっております。長野県は首都圏に極めて近い位置関係から歴史的にも東京の電波を受信されている家庭、事業所が存在している事は承知しております。しかし、現在長野県の民放局は日本テレビ系列のテレビ信州、東京放送系列の信越放送、フジテレビ系列の長野放送、テレビ朝日系列の長野朝日放送が他の地域と同じ様にネットワーク番組を放送しております。また、テレビ東京は上記局への番組販売という形で長野県下に放送を行っております。

この様な環境下において、私共は有線テレビジョン放送施設への再送信については難視聴解消が最優先されるべきであり、地元の放送事業者の意向が全く反映されていない区域外再送信については地元局の経営に少なからぬ影響を与えることに加えて著作権問題等に関しまして整合性のある見直しをするべきであると考えております。以上の事情をご理解頂きます様在京民間放送事業者5社連名でお願い申し上げます。

敬具

日本テレビ放送網株式会社	メディア企画局	局長	福島真
株式会社東京放送	取締役	メディア・国際室長	前川英樹
株式会社フジテレビジョン	技術局	局長	永田正孝
全国朝日放送株式会社	マルチメディア局	局長	岡 正和
株式会社テレビ東京	取締役	ソフトライツ局 局長	宮川鑛一

エルシーブイ株式会社 御中

平成 16 年 7 月 12 日

拝啓、貴社ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、昨年 11 月長野県内の民放 4 社（株式会社テレビ信州、信越放送株式会社、株式会社長野放送、長野朝日放送株式会社）は、在京民放 5 社（日本テレビ放送網株式会社、株式会社東京放送、株式会社フジテレビジョン、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、以下 5 社と略）へ、長野県内のケーブルテレビ事業者（除く、株式会社インフォメーションネットワークコミュニティ）による 5 社の放送再送信（以下、再送信）を早急に停止させるよう文書で協力を要請してまいりました。

同文書にはまた、一部のケーブルテレビ事業者が、昨年 12 月に放送を開始した 5 社のデジタル放送波再送信実施に向け準備の動きがある、とも記載されておりました。

5 社の区域外再送信に関する基本的考え方は、平成 11 年 2 月、貴社へ文書でお示したとおりで、現在でも何ら変わっておりません。また、平成 12 年より 5 社は、一部の難視聴施設を除いては長野県内のケーブルテレビ事業者へ一切の再送信同意を行っておりません。

それにも拘わらず貴社が 5 社の再送信を継続中であることは大変遺憾な事態と認識しております。また長野県では、加入者の理解を得られ在京社の再送信を停止したケーブルテレビ事業者があることから、再送信を継続する理由は認められないとも認識しております。

よって、5 社は貴社に対して改めて以下二点を申し入れます。

- 1、貴社における、日本テレビ、東京放送、フジテレビ、テレビ朝日、テレビ東京の再送信は、加入者への告知・広報が終了次第速やかに停止すること。
- 2、5 社は、新しい免許条件により交付された地上デジタル放送においても、区域外再送信を同意することは今後予定しておらず、もし貴社が 5 社のデジタル放送波を区域外再送信するための計画、あるいは準備に係わっているならば直ちに中止すること。

同意無しの再送信行為は有線テレビジョン放送法及び著作権法に違反しております。

また、区域外再送信は、民放の地域における基幹メディアとしての使命を損ない、ひいては地域視聴者に不利益をもたらす事態を招きかねないと危惧しております。

もとより、地上波放送の普及はケーブルテレビ各社のご協力によるところが大きく、今後はさらに良好な関係を築く必要があると考えております。

しかし、現状は看過できず、改めて申し入れをする次第です。

日本テレビ放送網株式会社	執行役員・メディア戦略局 総務	松 本
株式会社東京放送	執行役員・メディア推進局長	原 田 俊
株式会社フジテレビジョン	執行役員・技術局長	秋 保 豊 親
株式会社テレビ朝日	技術局長	古 畑 敏 希
株式会社テレビ東京	ネットワーク局長	笹 浪